

平成23年塩尻市議会9月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成23年9月12日(月) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 1号 平成22年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出第2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第 3号 平成22年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成22年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第27号 塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第19号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出3款民生費、10款教育費

議案第21号 平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

請願9月第1号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

請願9月第2号 長野県独自の三十人規模(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願

陳情9月第1号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情

出席委員

委員長	山口	恵子	君	副委員長	宮田	伸子	君
委員	永田	公由	君	委員	金子	勝寿	君
委員	森川	雄三	君	委員	中原	巳年男	君
委員	鈴木	明子	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した議員

請願紹介議員 西條 富雄 君

説明のために出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

庶務係長 小澤 真由美 君

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。時間より少し早いですけれども、これから9月定例会の福祉教育委員会を開催いたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日の委員は全員出席しております。なお、図書館長は所用により欠席の届け出がありましたので御報告いたします。審査には、議案に係る職員のみ出席いたしますので、随時退室をしてください。

議案第1号 平成22年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目榎川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

委員長 それでは、前回に引き続き審査を行います。昨日の質疑の件で福祉課のほうより答弁がございますのでよろしくお願いいたします。

福祉課長 それでは、ふれあいセンター洗馬の関係で資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

委員長 はい。

福祉課長 それではお願いします。お手元にふれあいセンター洗馬の資料をお配りさせていただきました。その中で、利用者と、その中でも入浴者についてそれぞれに平成22年度と平成23年度の月、それと一日当たり、対前年度比の人数とあわせて前年度比ということで載せさせていただきました。当初、大体半分くらいかなということで予想していたんですけども、大体その線で動いているのかなと。やはり夏場、去年もそうでしたけれども、夏場においてはやはり入浴者数が減っているというところがあるところです。また、参考として、すがの郷の入浴者数を入れてありますけども、前年に比べましてひと月あたり121人ふえているということで、少なからず、ふれあいセンター洗馬からすがの郷へ動いている方もいるのかなというふうにとらえたところです。これによりまして、当初、収入見込み額ということで考えておりますのが650万円ということで、推移していく中でこのような数に上るように社協とも相談をしていきたいんですけども、やはりこの施設の主な使い方としましては、やはりこれからは、この施設を利用して、ささえあいマップの作り方の講習だとか、ボランティアの研修だとか、そのようなものを主にこの施設において利用していきたいというふうに考えているところです。

また、2点目として、外出支援の関係で概数について御質問があったと思います。運行日数ですけども、297人で運行本数が571回となります。運転手さんが3人なんですけれども、持っている車、4台あるんですけ

れども、このうち、軽が1台、普通車が2台の、ステーションワゴンが1台ということです。軽自動車と普通車については、車いすが乗れるように造作をしてあると。それと、1台については身体障害者の移送車、ストレッチャーが入れるような仕組みでつくってありますので、それぞれ用途に応じて運行しているという状況ですので、4台を3台にというのは少し難しいという状況です。以上です。

委員長 この件に関してはよろしいですかね。それでは、前回に引き続き、議案第1号中10款教育費5項社会教育費、6目青少年育成費、302ページから説明を求めます。

子ども課長 それでは、今お話のありました302、303ページ中段からお願いいたします。第6目の青少年育成費でございますけれども、決算額1,238万円余。こちらにつきましては、青少年の補導活動、それから健全育成と環境浄化推進をしたものでございます。

備考欄の最初の丸に委員等報酬がございます。一番目の中点、補導委員報酬として98人分がございますが、これを14班編成いたしまして、非行の早期発見、あるいは街頭補導、列車補導、一般店舗の巡回という活動を実施したものでございます。なおこの活動の中で有害自販機につきましても、設置状況あるいは商品の点検等の活動を実施しているところでございまして、現在、規制条例に基づきまして販売業者の指導を徹底しているものでございますけれども、規制対象となる商品につきましては販売している自販機はないという、ゼロ台という状況で維持をしています。しかしながら、下着あるいは衣類などを販売する自販機がございますので、こちらについて引き続き監視を強化しながら、撤去要請を重ねてまいっているところでございます。

次の丸に青少年育成事業諸経費がございます。171万円余でございますけれども、こちらにつきましては、健全育成のための啓発事業及び柏茂会館の管理費が主なものでございます。6番目の中点に印刷製本費がございますけれども、地域と青少年のかかわりが深まりますよう、情報誌青少年を2回全戸配布しているものでございます。

一番下の丸、青少年育成事業補助金558万円余がございますけれども、地域の健全育成事業を促進するために3つ目の中点、一番下ですが、青少年健全育成事業補助金498万円余が主なものでございますが、市内10地区の連絡協議会、これを通じまして各区の子供会育成会の活動を支援しているものでございます。次のページ304、305ページ、305ページ備考欄をお願いいたしますけれども、最後の中点、子ども居場所づくり補助金でございますけれども、こちらにつきましては、吉田地区の記載がございますけれども、全4地区8教室での活動について支援をしたものでございますのでお願いいたします。

平出博物館長 引き続きまして同じページの7目文化財保護費をお願いいたします。決算説明資料66ページになります。2つ目の白丸、発掘調査事業ですが、昨年度は平出遺跡の整備工事の中で、縄文土器を大量に投棄し、廃絶住居のレプリカを作製し、野外展示をしましたが、その整備に伴い住居跡周辺を150平方メートル調査したものでございます。また、開発行為に伴います埋蔵文化財の保護措置としまして、公共事業10件、個人住宅61件の照会がありまして、このうち、工事立ち会い13件、試掘調査2件を実施しました。2つ目の黒ボツ、臨時作業員賃金ですが、現場の発掘調査にかかわった作業員が一日6,200円の延べ211.5人。また、整理作業が一日6,100円の延べ848.5人で、この整理作業はこれまでの平出遺跡の発掘調査にかかわる図面整理、出土品の整理が主なものでございます。4つ下の印刷製本費ですけれども、発掘成果をまとめた報告書300部の印刷費が主なものでございます。

文化財担当課長 同じく7目文化財保護費中、3つ目の白丸、文化財管理事業諸経費742万円余をお願いいたします。決算書では305ページの備考欄、決算説明資料につきましては65ページになります。2つ目の黒ボツ、費用弁償につきましては、文化財保護審議会委員の費用弁償と、国指定文化財、国登録文化財、指定確認などの文化庁調査官の費用弁償によるものです。6つ目の黒ボツ、営繕修繕料につきましては、指定文化財説明板の小破修繕にかかわるものです。次、指定文化財保護補助金につきましては、16件の指定文化財の保護、維持にかかわる事業に補助を行いました。8つ目、指定文化財修理補助金につきましては、平成21年度から着手いたしました国指定重要文化財小野家住宅の半解体修復工事にかかわる市負担分の補助金であります。平成22年度9,000万円の事業費中、国85%、県5%、市7%、所有者3%のうち、7%分630万円ということによりお願いいたします。

平出博物館長 その2つ下の白丸、史跡平出遺跡指定地公有化整備事業をお願いいたします。整備内容でございますけれども、平安時代の建物の復元が2棟、盛土3,410立方メートル、土器廃棄状態のレプリカ展示2基、植栽工、古墳時代の村の防火防犯設備の設置が主な内容でございます。中段の設計監理委託料ですが、実施設計につきましては、今年度平成23年度工事分の土工事、植栽、説明施設、平安時代の村の防火防犯設備が対象となっております。その下の監理業務でございますけれども、恐れ入りますが管理の管という字が間違っております。御訂正ください。監督の監です。環境整備工事4件の内容につきましては、説明資料に66ページの上から2つ目、または工事請負費等明細書の44ページを御参照願います。以上です。

文化財担当課長 1枚おめくりいただきまして、7目の古文書室運営諸経費89万円余をお願いいたします。備考欄としては307ページ、決算説明資料としては66ページになります。市に寄贈されました16家の謹製文書の分類、目録作成にかかわる臨時作業員1名の作業賃金が主で、14家の貴重な古文書資料の整理、目録作製が完了いたしております。以上です。

男女共同参画・人権課長 続きまして第8目男女参画推進費でございます。同じページ306、307ページ、それから309ページとなります。まず307ページ一番上の白丸、委員等報酬でございます。この2つ目、女性相談員報酬1名分ということですが、こちらのほうは週3回、月水金に女性相談、電話相談あるいは面接等を行っている相談員の費用となります。

3つ目の白丸になります。やさしく女と男推進事業、こちらにつきましては、市民グループとの協働によります研修会等を行っているものでございまして、人材の育成、啓発活動を行っているものでございます。昨年度は男女共同参画推進交流会、女と男21世紀セミナーほか、宗賀地区、洗馬地区におきまして井戸端会議を開催したものでございます。

次の白丸、男女共同参画啓発事業でございます。こちらにつきましては、駅前等での街頭啓発活動、あるいは企業セミナーの開催、昨年は豊かな心を育む市民の集いを開催しております。また男女共同参画の情報誌「共に」の発行を年2回行っております。この中の4つ目の黒ボツになります。男女共同参画基本計画策定部会委員謝礼でございます。12万円余になりますけれども、こちらの関係につきましては昨年度、第3次塩尻市男女共同参画基本計画を策定しております。こちらのほうの策定部会ということで8名御協力いただきました謝礼でございます。この一番下の黒ボツになります。講演企画委託料、こちらにつきましては、昨年行われました男女共同参画課と人権推進室、こども課の3課で合同で開催いたしております、豊かな心を育む市民の集いで講演の委託料

でございます。

次の白丸、一番下になりますけども、男女共同参画推進事業補助金。こちらにつきましては、次の309ページのほうになりますけども、一番上の黒ポツ、男女共同参画推進事業補助金、こちらにつきましては、市内で活動されている団体2団体に対しまして事業の2分の1の補助を行ったものでございます。その下の国内研修参加補助金につきましては、昨年行われました日本女性会議、京都で行われましたが、そちらのほうへ派遣された市民の方2名分への補助ということでお出ししたものでございます。以上です。

社会教育課長 それでは、続きまして9目短歌館費について御説明申し上げます。決算書の309ページ、それから決算説明資料66ページをごらんいただきたいと思います。まず最初の白丸、委員等報酬でございますが、これにつきましては短歌館の協議会の委員、それから職員、嘱託員2名分の給料でございます。

次の白丸、短歌館運営諸経費につきましては、短歌館の運営にかかわる経費全体でございます。上から3つ目、講師謝礼でございますけれども、94万2,000円。これにつきましては、短歌大学等の講師の謝礼でございます。短歌大学につきましては、短歌フォーラムの選者を中心とした歌人の皆様を講師として5回開催いたしました。延べで464人の方が受講をいたしました。短歌館では、そのほかに企画展を3回開催いたしました。利用状況につきましては説明資料をごらんいただきたいと思います。それから短歌館全体の入場者等につきましては、説明資料の23ページをごらんいただきたいと思います。学習関連施設の利用状況の一覧になっておりますのでお願いします。昨年度の入館者数については5,435人、前年より555人の減。それから前年比で90.73%という状況でございました。

続きまして次のページをごらんいただきたいと思います。10目の自然博物館について御説明を申し上げます。最初の白丸、嘱託員報酬につきましては、自然博物館の職員2名分でございます。

次の自然博物館運営諸経費でございますけども、これにつきましては、自然博物館の運営にかかわる経費になります。中身で、中ほどに印刷製本費がございますけども、印刷製本費71万8,000円余につきましては、紀要の発行。これは年1回200部を発行しております。それから館報500部を発行しています。これが主な内容になっております。自然博物館につきましては、企画展を年4回開催しております。そのほか自然科学講座、自然観察会などを開催して、利用者のための講座等を開催してきております。年間の入館者数につきましては、説明資料23ページをごらんいただきたいと思いますが、昨年度6,023人の入館者がございまして、全体で前年よりも437人減で、前年比では93.24%になっております。以上です。

平出博物館長 続きまして同じページの11目日本洗馬歴史の里運営費ですが、決算説明資料の同じページの上から2つ目となっております。昨年度の入館者数につきましては2,018人ということで、対前年、若干の減になっております。

2つ目の白丸、運営諸経費中、次の313ページをお願いします。2つ目の黒ポツの講師謝礼ですが、資料館主催の釜井庵寺子屋塾3回、洗馬歴史講演会、陶芸教室、工芸教室の講師謝礼でございます。下から2行目、和兵衛窯周辺整備工事につきましては、和兵衛窯のある斜面の土どめが老朽化に伴いまして丸太のさくを30メートル分改修したものでございます。

文化財担当課長 それでは、私のほうからは、12目町並み保存推進費をお願いいたします。決算書では313ページから315ページ、決算説明資料につきましては67ページになりますのでよろしくお願いいたします。

国選定の重要伝統的建造物群保存地区、奈良井・木曾平沢2地区における文化財の保護事業であります。2番目の白丸、町並み保存推進事業費36万円余ですが、伝建事業の総務費に当たるもので伝建協、伝統的建造物群保存協議会の負担金や、伝建協の総会に参加する参加費、関東甲信越ブロック会議、伝建地区保護行政研修会などにかかわる普通旅費などが主たるものであります。

次の白丸、重伝建整備事業3,511万円余ですが、主に伝建地区、奈良井・木曾平沢、両地区の修理・修景事業に関する間接補助事業です。奈良井、修理1件、修景1件、木曾平沢、修理2件、修景3件、計7件の伝建の整備費に充てたものでございます。以上です。

社会教育課長 それでは続きまして、13目榑川地区文化施設運営費について御説明申し上げます。決算書315ページ、それから決算説明資料は67ページとなりますのでお願いします。最初の白丸、委員等報酬につきましては、榑川地区の文化施設と文化施設協議会の委員報酬。それから、榑川地区につきましては4館で館長一人という形をとりますので、館長の報酬です。

次の白丸、榑川歴史民俗資料館運営諸経費につきましては、歴史民族資料館の運営にかかわる経費でございます。榑川歴史民族資料館は、奈良井宿や木曾の生活文化を学ぶ施設として運営をしております。年間の入館者数については、決算説明資料23ページをごらんいただきたいと思います。平成22年度については3,516人、前年に比べて190人の減でございました。

続きまして次の白丸、中村邸運営諸経費につきましては、中村邸の運営にかかわる部分でございます。奈良井宿の中にある市の有形文化財に指定された町家を公開しております。昨年の入館者数につきましては、2万239人、前年よりも595人の減でございました。

次の一番下の白丸、贅川関所・木曾考古館運営諸経費につきましては、当資料館の運営にかかわる経費でございます。贅川関所の復元をした資料館、それから地下には木曾の考古関係の資料を展示をしております。年間の入館者数につきましては、入館者数が1,941人、前年比で1,045人の減となりました。

次のページめくっていただいて317ページ、木曾漆器館運営諸経費でございますけども、木曾漆器館運営諸経費につきましては、木曾漆器の製作工程や漆器作品の展示、それから漆塗りの体験講座等を開催して漆器文化の振興を図ってまいりました。年間の入館者数ですが、3,691人、前年よりも351人の増となりました。

一番下の白丸、木曾漆器館運営諸経費（繰越）につきましては、漆器作品の展示ケース内の照明器具をLED照明に交換いたしました。これにより、作品等の劣化等の防止、それから節電を図ってきたところでございます。全体的に木曾の4館につきましては、総体で入館数が2万9,387人ということで、前年よりも1,400人ほど減少しているということで、生涯学習部関係の資料館については全体的に、平成22年度については前年より減少したという状況でございます。

続きまして、14目芸術文化費でございます。芸術文化費については、317ページの一番下の段と説明資料について御説明申し上げます。まず、芸術文化事業の2番目の講師謝礼4万円でございますけども、これについては芸術文化研修事業ということで、リズムクリニックを4回開催して、プロのドラマーを呼んで研修をいたしました。続きまして一番下の黒ポツの芸術文化事業委託料でございますけども245万円。これにつきましては、市内の芸術文化活動の発表の場としての春の市民芸術祭、秋の市民文化祭、市民音楽祭等の開催をいたしまして、これは塩尻市芸術文化振興協会に委託したものでございます。その事業によりまして芸術文化の振興が図られま

した。続きまして次のページめくっていただいて、芸術文化事業補助金につきましては、第15回塩尻童謡・唱歌まつりの開催について補助をしたものでございます。この補助金については、市内の芸術団体が自分たちの事業の成果等を発表する際に補助しているというものです。以上です。

委員長 はい、引き続きお願いします。

生涯学習部長 私からお願いがございます。スポーツにかかわる健康、体育にかかわる説明でございますけど、濱課長まだ若干声ですね、まだ支障がございまして、それぞれ係長のほうから御説明させていただきますので、よろしくどうぞお願いします。

スポーツ振興係長 よろしく申し上げます。それでは御説明させていただきます。6項保健体育費の説明を申し上げます。決算書318ページから323ページをお願いいたします。決算説明資料は68ページでございます。また体育施設利用状況につきましては24ページに載っております。では、決算書318、319ページをお願いいたします。1目保健体育総務費の委員等報酬につきましては、生涯スポーツ推進のために委嘱している体育指導委員31名とスポーツ普及員27名の報酬でございます。

次に上から4つ目の白丸になりますけども、保健体育総務補助費の中の体育事業推進協力者等謝礼につきましては、中学校部活動の補助者の謝礼及び学校開放小中学校正副利用委員長への謝礼、1校当たり2人の15校分30人分になります。次に、その下の5つ目の黒ポツです。全国大会出場交付金につきましては、国体等の全国大会出場者106人に記念品等をお渡ししております。

次に321ページをおめくり願います。上の丸印で、市民スポーツ振興事業の中の上から5つ目の黒ポツになります。健康スポーツ都市宣言事業委託料は、平成元年の健康スポーツ都市宣言を契機に始めましたファミリースポレクフェスティバルの委託料で、参加人数につきましては延べですが、1,700人に御来場いただきました。こちらはファミリースポレクフェスティバルの実行委員会へお支払いをしたものです。その下の黒ポツ、体育振興事業委託料は体育協会競技部の事業経費で、体育協会へお支払いしたものです。体協競技事業の257事業が行われております。その下の黒ポツ、健康体力づくり推進事業委託料の主なものとしましては、第2回塩尻ぶどうの郷ロードレース実施のためでありまして、実行委員会へお支払いしております。昨年は2,017人がエントリーをいただき、盛大に開催をさせていただきました。その下の黒ポツ、地区体育振興事業委託料につきましては、市内10地区のスポーツ振興事業を地区体育協会へ委託したものでございます。地区体協145事業になります。一番下の黒ポツ、体育協会活動補助金につきましては、体育協会の事務局運営の安定や運動推進のための経費を補助いたしました。

体育施設係長 続きまして次の丸、塩尻トレーニングプラザ管理運営費の中の指定管理委託料につきましては、指定管理制度により財団法人体力づくり指導協会へ管理運営のための委託料を支出したものでございます。年間3万4,956人の御利用がございました。

次に2目体育施設費でございます。体育施設を管理していく上での経費でございます。2つ目の丸、体育施設管理諸経費の臨時職員賃金につきましては、小坂田市民プールの臨時職員12名分の賃金でございます。その下の丸、臨時作業員賃金は、同じく小坂田市民プールのアルバイト9名分の賃金が含まれるものでございます。2万3,971人の方に御利用いただきました。

2つ目の丸、体育施設管理諸経費の上から6つ目の電力使用料につきましては、市内体育施設全般の電気料金

でございます。次に、323ページをお願いいたします。上から2番目の体育施設管理委託料につきましては、内訳といたしまして、管理運営業務委託として体育館、市営球場、中央スポーツ公園などの管理を体育協会へ委託したものでございます。次の体育施設整備委託料につきましては、グラウンド整備、草刈り、せん定等をシルバー人材センターへ委託したものでございます。次の北部公園テニスコート施設管理業務委託料は、コート内の砂上げ、引きならし、除草等を広丘テニスクラブに委託したものでございます。その下6つほど下がりにまして、中央スポーツ公園サッカー場芝管理委託料につきましては、天然芝の維持のための経費でございまして、良好な維持管理と環境整備に努め利用者の利便が図られたものでございます。

3つ目の丸、体育施設整備事業でございます。中央スポーツ公園整備工事につきましては、ちびっこ広場にありすスイングポールという遊具の改修をしたものでございます。その下の学校夜間照明整備工事につきましては、洗馬小学校のグラウンド照明改修工事を実施したものでございます。

最後の丸、体育施設管理諸経費、繰越分につきましては、平成21年度からの繰越分でありまして、国の臨時交付金の充当事業の一部であり、体育施設全般の修繕を行ったものでございます。以上でございます。

委員長 それでは質疑を行います。ただいま説明を受けた範囲で質問のある方は挙手をお願いします。

副委員長 305ページのこどもの居場所づくり補助金のところですが、先ほど吉田地区とほか3件とおっしゃった、ほか3件の地区を教えてください。

こども課長 係長からお答えします。

青少年係長 吉田地区のほか、塩尻東地区、広丘地区、榎川地区、合計4地区でございます。

副委員長 ありがとうございます。

永田公由委員 305ページの平出遺跡公有化整備事業の関係で、環境整備工事4カ所、これはあれですか、いつ入札をされてますか。わかりますか、これ。

平出博物館長 工事費、工事請負費等明細書、こちらの44ページにございますけれども、上から4行目から7行目まで。この4件になります。国庫補助をいただいている大きな工事、土工事、建築工事、電気通信工事、こちらにつきましては8月の終わり、1件は8月26日から、2件は8月31日から。

永田公由委員 それはわかる、工事はね。工事はわかるんだけど、要は、これ繰越明許じゃないよね。

平出博物館長 違います。

永田公由委員 新年度になってから、やったってことだね。

平出博物館長 単年度工事です。

永田公由委員 そうするとね、これ予算が7,850万円で、実際にその支払った額と4件合わせて5,150円しか変わらないんですね。これ、随契じゃなくて入札でやってるよね。

平出博物館長 ええ。入札でやらしていただきました。入札差金につきましては、国のほうの補助金の変更等の関係がございまして、例年翌年度の分の工事分を先行で変更契約でやらせていただきまして、をつけてやらせていただいております。

永田公由委員 もしね、まあこれ、わかればその入札のね、状況がわかれば、資料回収してもらっていいんだけど、後でちょっと財政からもらってくれる。ていうのは、あまりにもね、予算に対して工事費が、4工事で、5,150円しか変わらないっていうのが、ほとんど予算どおり落ちてるってような形になっちゃうもんでね。も

し、資料として見るだけでいいもので、出せたら出していただければ。

平出博物館長 じゃあ、用意させます。落札率ですけれども、92から96%ぐらいで落ちているということです。

永田公由委員 99.9%。これはほぼ100%に近いね、予算に対して。まあ一度出してもらってよ。

平出博物館長 はい。最終的には入札差金分、約200万円分くらい出しましたが、その分は変更契約をさせていただきまして、ほぼ予算額に近い数字で最終的に執行させていただいております。

永田公由委員 変更工事ってことは、要するに増し工事をやったってことだよな。

平出博物館長 はい。

永田公由委員 これに関連してね、まあ一応失火ってということで、子供たち2人の親から弁償金をもらっているよな。決算でいくと44万円入っているんだけど、これは要するに何年かに分けて払ってもらうということで、100%入っているということですか、その年払い分としては。

平出博物館長 お二人から、一昨年度から返済をいただいております。返済というか弁償をいただいております。1名につきましては、当初の支払い計画どおりに納めていただいておりますけれども、1名の方、ちょっと家庭事情が不安定になっていまして昨年度全額ちょっと払っていただかなかった経過がございます。今年度になりましてまた、家族の方とちょっと話し合いを進める中で、まず返済ということで現在進めておりますけれども、そんな状況でございます。

永田公由委員 それはあれかね、毎月の支払いってこと、じゃなくて年払い。

平出博物館長 支払い計画によりますと、1名の方は年1回払い、1名の方は毎月払いということでお約束をいただいております。

委員長 ほかに委員より質問はございますか。

鈴木明子委員 保健体育総務費のところ、319ページ。委員等の報酬ってところで、体育指導委員とスポーツ普及員っていう方たちがいらっしゃいますけれども、こうした皆さんは、なにかどういった資格というか、研修を受けられたとか、もともとそういう関係の仕事をされていたとかいうような方なのか、また市民の中でそういうことができるという人をお願いしているのか、どのような形でお願いをしているのかちょっとお聞きしたいんですが。

スポーツ振興係長 御質問にありました体育指導委員さんとスポーツ普及員さんですけれども、地区の体協から御推薦をいただきまして、そちらでうちのほうから委嘱をさせていただいております。ですので、特別な資格があって出てきていただくというものではございませんので、よろしくお願いたします。

鈴木明子委員 こうした皆さんは、指導員となられて活動されるに当たって、県とかが主催するようなそういった研修とかを受ける機会とか、そういうものはおありになるんですか。

スポーツ振興係長 体育指導委員の方につきましては、県の指導委員研究会また女性だけの体育指導委員研修会がありまして、また関東とあと全国の研修大会もございます。あとはですね、独自で、自分たちで研修会等を開いたりしております。普及員につきましては塩尻市独自の制度ですので、そういったものはないんですけれども、自分たちで研修会を開いたりということで研鑽に努めていただいております。

委員長 済みません、私の方から、今の件で関連ですけれども、体協の地区から推薦ってということですが、こ

れを推薦を受ける上での資格ですとか、あと普及員または委員になった時の任期の年数が、期限があるのかどうか、その辺をお聞かせください。

スポーツ振興係長 特に資格的なもので推薦をいただくことは特にはないです。特に何かの資格があってということはないんですけども、地区の体協等でスポーツにかかわって活躍される方が出ているのではないかと考えております。あと任期につきましては3年任期になっております。どちらも今年が委嘱の初年度になっております。

森川雄三委員 文化財の関係でね、前の質問の中でも、本市は国、県、市の指定されている文化財含めて89件というようなお話をお聞きして、同等の市の中では大変そういった貴重な文化財等があるというようなことで聞いておりますが、またそんな中で、建物が27件でしたっけ、そのくらい。建物が27件というようなお話だったんですけど。当時、いわゆる今回の小野邸の改修もあったようでありますけれども、小野家の。いわゆる文化財施設のネットワークというか、なんかそういうチームというかお仲間をつくって、みんなで盛り上げていこうというようなお話も何となくお聞きしたような気がしたが、その点どんなふうになっておられるのか。

文化財担当課長 まず最初のお尋ねでございますが、本市がですね、全国レベルでも文化財・建造物、大変密度の濃い自治体であることは、委員のおっしゃるとおりでございます。伝建地区が2つあるのも全国規模で言えば、金沢、京都、萩等に次ぎまして複数保有であります。また建造物につきましては、国・県・市の文化財、トータルで17件ございます。これもやはり、国の重要文化財認可が6件あるということにつきましては、全国でも一番が奈良県の橿原市の今井町というところの数ですが、それに次いで3番か4番という、全国でもそのような規模と聞いております。

これらにつきまして、建物につきまして、そのような保有している所有者の皆さんのネットワークはいかがというお尋ねかと思えます。これにつきましては、塩尻市重要文化財認可の会というものを組織させていただいておまして、それぞれの皆さんの所有に関する悩み、あるいは修理規模、あるいは公開等についてどのような方策があるかというようなことを協議させていただいておりますが、いずれにいたしましても、すべてが6件とも個人所有でありますので、現在ここに住まわれていない方もいらっしゃる、前向きに公開を検討されていらっしゃる家もありますので、そういうようなところをさらにですね、徐々に徐々に御理解いただく中で、公有化してない、それら私物である重要文化財を公開していくというようなことを検討させていただいておるところが現状であります。以上です。

森川雄三委員 なかなか個人の家だったってね、それぞれの御事情があってネットワーク化というか、協議会も難しいかもしれないけれども、せっかくのそういう重文の建物、何とかそれは生かしていただきたいと思うわけだし。その点、市の観光と言われている中でにおいてですね、生涯課の皆さんに観光事業までというのも、なんとはいえますけどね、ただいずれにしても、縦割り行政じゃなくてね、やはりそこら辺も含めた経済部とのつながりを見ながら、いわゆるそういった一連の流れというかね、そういう出回れるようなシステムをさらに研究してもらわなきゃいけないと思うし、何というかね、個人の物だで向こうの理解を得るまでどうしても説得をしていかなきゃならない場面もあるけど、ただそれを待ってではですね、これはなかなか進んでいかないと、やはり積極的にアピールをしていく必要がありはしないかと、そんなふう思うんですけど、その点いかがですか。

文化財担当課長 委員おっしゃるとおりだと思います。ちょっと一例を挙げさせていただきますと、現在、修理、半解体工事を進めております小野家さんにつきましては、昭和48年に指定をいただきまして、この間の平成21年に追加指定をいただくまで、ほとんど公開はされておりました。それでですね、今回この修理に当たるにつきまして、追加指定をいただき、そこまで修理をさせていただいて、なおかつ復元という手法をもって江戸時代後期の形が見えてきました。その時に、所有者がどのようなことをおっしゃっているかと申しますと、これを機会にですね、公開の重要文化財にしたいということ、そして公にするということではですね、ある程度危険も伴いますので、防火管理者というようなのを個人的に取っていただく必要があります。それにつきましても、本人の、所有者の意思で、また経費でそれらを取っていただきまして、修理完了の暁にはそこが公開されるということであります。私どもの家、例えば私の家を今すぐ、ちょっとお宅おもしろい家だで見せておくれなと言われたところで、私の、多分家内も私も含めてですね、それに対して見せるというのは難しいかと思えます。しかし、国の指定ということになりますと、それらやはり、私物であっても公の物であるということも、所有者は十分理解されている中で、そのような点を理解を賜り、50年を超えるものが文化財と言われるとするならば、それらの理解にも時間はかかりますが、私ども鋭意努力をしまいたい、このように考えております。

なお、重伝建の保存地区につきましては、景観保存ということでもありますので、住まわなくていいものですから、それらを活用いただくという点にさらに軸足をもってっておりますので、今のような中では十分にその効果が出てきておりますが、木曾平沢につきましては、今後その点について保存会の皆さんとも協議してまいりたい。そのように考えております。以上でございます。

森川雄三委員 さっきの小野家だがね、国が85%で本人は3%、市が7%ってというような。7%で600万って、1億近い銭ですよ。これは当然、やはり個人の物だが、国の物だし市の物だと言って、これは過言じゃない。だで、そこら辺がね、いわゆる重文を持っている方々に、ぜひそういう活用方法もあるんだというようなことを含めてですね、進めていただいて、ぜひそういうネットワーク化というか、これが一つの観光につながるような、最終的に事業には、私はもって行っていただきたいと思う。これは要望しておきます。

それから、重伝建の今お話あったけども、来年は、わかる、大体、まだわからない。

文化財担当課長 現在とりまとめ中ではありますが、おおむね奈良井が3件、平沢4件が今、予算化に向けて設計図、設計書及び文化庁の現地指導を賜っているところであります。少なくとも7件内外の数字にはできるというように考えております。以上です。

森川雄三委員 もう1点。ことし、いわゆる「おひさま」効果ってというような形の中でね、奈良井宿があれだけ注目を浴びて、お客も戻ってきておると。これを一過性じゃなくて、一つ、まだまだつなげてほしいということとはどなたも望むところですが、平沢も重伝建で、今、すばらしい町並みをつくりつつあるんだよね。この接点がね、やっぱりちょっと寂しさがあるんですよ、見ておって。あそこに信濃遊歩道が一つの、ある程度道としてはあるんですが、これはそちらのほうの関係になるのかどうか私はわからんが、建設課になるかどうか。ただ、やはりそこら辺も含めてね、一緒になってどのようにお客を誘導できるような一つの、平沢の町並みもね、毎年4件、5件、6件というような形でやっていけばもうすぐにですね、すばらしい町並みになっちゃうと思うんですよ。それ含めて、やっぱりね、上手につなげていくような考えというか、計画事業ってものをね、ぜひ進めていただきたいと思うんですよ。これは御答弁いいですけれども、ぜひそのところもね、含めてしっかりと行政

事業の中、計画の中へ収めていただきたいなど、このように思いますので。またそれぞれ提案はしてまいりたいと思いますけれど、ぜひよろしく願いたい。要望でいいです。

委員長 じゃあ、要望ということで。ほかに。

副委員長 説明資料の23ページ、生涯学習関連施設利用状況なんですけど、全体的に利用者件数も、それから入館料、入場者数というのがずっと減ってきてるんですけど、これは一昨年前のとの比較しかないんですけど、ここ数年ずっと減ってきているのかということ。それから、減になっていることをどのように分析してらっしゃるか、お聞かせください。

社会教育課長 全体的にはですね、平成21年度については、木曽4館については、全体としては平成20年度よりも入館者数が増加しておりますので、その年の状況とかによつての変動というのは多分あるんだろうというふうに考えております。ことしなんですけども、先ほど、「おひさま」効果というお話がありましたけども、やはり全体的に相当数の入館者が、8月までについてはふえているという状況がやはりございます。ですから、その時期だとか、シーズンの天候の状況、あるいはそれぞれの状況によって、入館者についてはある程度ばらつきがあるというふうに考えております。ですけども、施設の、文化施設等については、どうしてもその中身だとかですね、施設の充実度、あるいは、当然お金を払って入っていただくわけですから、サービスの状況とかというのは、やはり常に向上していくということを念頭に置いて考えておりますので、そんな形で、先ほどもありましたが、「おひさま」効果の次への継続というものについても、やはり取り込んでいきたいというふうに考えております。

平出博物館長 後段の減少の分析ですが、昨年度、私がほかの館とちょっと情報交換をする中で出た内容ですけども、これは塩尻市の内容ですけども、この内容については、県内外の博物館で結構見られる。ということは、ほかの博物館も減少傾向にあったということをおっしゃってました。内容ですけども、一番の理由は、昨年度は、自然現象ですけども、春4月5月の連休の時期の低温長雨、土日が雨ということですね。それから夏の猛暑、3月の大震災、これによって人出が非常に少なかったと。これは奈良、京都あたりの観光地でも言っていました。その自然現象が、昨年度、大分影響があったのではないかなというようなことが、一つ分析としてあります。

それから、直接関係するかどうかちょっとまだはっきりしたところが出てないんですけども、昨年度、県で秋ディステーションキャンペーンっていうのをやっておりまして、全体で言えば非常に効果が上がったようです。ただ、観光地がですね、今までの旧の観光地と、ちょっと別の場所をPRしていただいたということで、例えば善光寺だとか戸隠神社なんかはかなりふえたということでニュース等でも報じられましたけれども、逆に妻籠宿やなんかは、ディステーションキャンペーンの関係で大分減ったというようなお話も聞いています。塩尻市では、そのディステーションキャンペーンの減免施設が、平出博物館と中村邸の2館だったんですけども、うちのほうは、ディステーションキャンペーンの関係のお客さんはほとんど見えなかったものですから、別段影響はなかったんですけども、そんなことで博物館によってはかなり、そのキャンペーンの関係でお客さんが別のところへ動いてしまったというようなこともちょっと、全体の中では言われてますけど。そんなことが少し影響が出ているんじゃないかなということが今、反省としてあります。

中原巳年男委員 来年、直しておいてもらうと見やすいかなと思うのは、23ページの説明資料、生涯学習関連施設利用状況と次の体育施設利用状況。これが、平成22年、21年で増減っていうのは、生涯学習のほうで

出てるんですよね。体育施設のほうが平成21年、22年っていうふうな形なんで、同じ、統一した比較の仕方っていうふうにしてもらったほうが、こういう年度比較がわかりやすいと思うんで、できればお願いをしたいということ。

それとあと、体育施設の関係なんですけど、予算の時になるともうお話をしても間に合わないんで、決算の時に言うのがいいのか悪いのかですが、例えば総合グラウンドの夜間照明とか、それからもう1点は、総合グラウンドの横にある屋内ゲートボール場、ことしみたいに大雨が降ると、横のグラウンドのところの水があふれてしまって、入口のところまで水があふれて出入りが非常にしにくいということがあって、ことしも2回ほどあったんですけど、ちょっとその辺の雨水対策と夜間照明っていうのは、予算の段階で考慮いただければと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習部長 室内場のゲートボール場についてもですね、水の部分についても以前御指摘いただき、その後見させていただいた経過がございます。今後、できる限りですね、そのようなことがないような形、またトータル的に排水対策、周辺へどう排水していくかという部分も含めてですね、広い形で検討をしていまいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

永田公由委員 321ページのヘルスパの関係ですけど、これもう、ちょっと建物とか設備が古くなってきていてというような話を聞くんだけど、リフォームというか、ある程度改修の予定はありますか。

スポーツ振興係長 建物自体は改修の予定はございませんけども、一応昨年アンケート調査をいたしまして、中にあるスポーツの器具等の増設とか、古いというような御意見がありましたので、指導協会のほうで今年度、新しくすべてをリニューアルしていくことをやっているところでございます。

永田公由委員 それは、体育指導協会の体力づくりのほうでやっているということだね。

スポーツ振興係長 はい、そうでございます。

永田公由委員 それともう1点ね。先ほどの森川委員の重伝建の関係で、これ、県の補助がね、奈良井だけに限られてる。5%だけでも、平沢は入らないっていう理由は何ですか。

文化財担当課長 今の全国の都道府県の傾向といたしまして、国の補助には随伴しないということが、主に傾向となっているようであります。今回の件につきましては、昭和63年に奈良井地区が伝建地区になった時には、県は15%の補助を全額でしていただいております。しかしながら、前回ですね、田中康夫知事になられた時に、補助金の見直しということで7.5%に減額されました。その時にですね、新たに、伝建地区等、重要文化財も含めて随伴をしないという方向になりましたので、平成18年選定の木曾平沢地区におきましては、ゼロということでありまして、現在、奈良井地区は、7.5が今度は5になり、4になり、その先は保証はできませんということですので、今後の推移を見守っていきたいと思っております。以上でございます。

永田公由委員 それで、これ、補助金としてね、国と市とあわせて3,400万円ほど出てるんだけど、全体事業費はどのくらいみえますか。修理修景あわせて、この7件の。

文化財担当課長 補助対象外経費に対して補助対象外の工事についての、私どもデータを引き上げることはしませんので、補助対象にかかわるものだけ事業費として承知しております範囲のお答えとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

永田公由委員 はい。

文化財担当課長 大方ですね、私どものところで補助対象の60%が修景として補助するという、そして修理として80%補助するというふうに述べておりますが、おおむね補助対象事業費は約5,000万円です。そして、3,500万円が約その中での補助になりまして、1,500万円が持ち出し部分、そんなふうに見て取ることができると思います。それ以外に、補助対象外経費としてその倍以上がかかっているということは、大方見当はついております。

永田公由委員 大体あれかね、これは地元の業者が請け負ってやっていますか。

文化財担当課長 設計、施工につきましても、大方地元の方が携わっております。

鈴木明子委員 321ページの体育施設関連諸経費で、市民プールの件ですが、安全対策が非常に求められた時期でもありまして、昨年は夏は暑かったということで利用者も多かったみたいですが、安全点検などについてどのような留意をされたかお聞きしたいと思います。

スポーツ振興係長 安全点検につきましては、プール開始前にそれぞれのプールの排水等すべて再度点検し直して、なおかつ、毎朝と昼にすべてまた入りまして触ってということと、目で見るのと両方のことでボルトを確認しております。

委員長 ほかにございますか。なければ、第1号全般で言い忘れたこととか、特にございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ討論に入りますけど、本議案に対する討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なしということで、当委員会に付託されました議案第1号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、当委員会に付託されました議案第1号については、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。それでは、10分間休憩を取ります。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第3号 平成22年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 次、議案第3号平成22年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

男女共同参画・人権課長 それでは決算書の371ページからごらんいただきたいと思います。この事業につきましては塩尻市住宅新築資金等貸付条例に基づきまして、同和地区において住宅の新築、改修または宅地の取得するのに対しまして資金の貸し付けを行っているものでございます。平成22年度の歳入合計は、371ページでございますとおり、475万5,336円、歳出合計は470万8,244円、差引残額4万7,092円でございます。残額につきましては平成23年度へ繰り越すものでございます。

それでは項目別に御説明いたします。まず歳出から御説明したいと思います。決算書の378、379ページをごらんいただきたいと思います。決算説明資料80ページとなっております。

歳出まず総務費407万1,000円でございます。こちらのほうは歳入の増によりまして、一般会計へ繰入金として支出したものでございます。

その下の公債費でございますけども、貸付資金としまして市が借りております長期債の元金の償還金として55万9,353円、利子償還金として7万7,891円を支出したものでございます。

次に歳入の関係になります。ページ戻っていただきまして376、377ページになります。まず貸付金元金収入でございます。住宅新築資金の収入が393万3,894円で、内訳ですが、備考欄にありますとおり、現年分お一人からの返済がありまして47万989円、それから滞納分が2名でございまして346万2,905円でございます。宅地取得資金の収入でございます。38万2,078円でございます。現年分が1名分で26万4,110円、滞納分が1人で11万7,968円ございました。

次に貸付金利子収入でございます。住宅新築資金の利子収入が38万8,126円、内訳ですが、先ほどの元金と同じく、現年が1名分で2万9,987円、滞納分が2名分で35万8,139円でした。宅地取得資金の利子収入は4万4,074円、内訳は、現年分が1人1万4,206円、滞納分が2万9,868円ございました。なお、平成22年度はですね、これまでの滞納額全額を一括返済していただいた方がお一人いたため、歳入当初予算に比べまして決算額が大幅にふえたという結果でございます。以上です。

委員長 それでは、説明を受けましたので質疑を行います。委員より御質問ありますか。

鈴木明子委員 質問より先に、決算説明資料の79ページなんですけど、一番下の白丸のところの数字が、多分これ、違ってるんじゃないかと思うんですけど。歳入決算額っていうのが、一番上の白丸のところに書いてある決算額と違うでしょう。

委員長 数字が。475万と下が477万。

男女共同参画・人権課長 そうです。上の475万が正しい数字です。訂正をお願いいたします。

永田公由委員 これ、収入未済額1,100万円余。これはもう取れない、取れないって言やあ変だけど、取れない額。取れないというか、不能欠損に近い額はどのくらいあるの。

男女共同参画・人権課長 この収入未済額につきましては、現在滞納の方が、再度返済計画を立て直しましてお支払いいただいているところです。それが1名ございます。ただ、もう1名の方につきましては、今行方不明ということで連絡を取ることは不可能ということで、そこの方の分につきましては、今後、収入の見込みがないということになります。

永田公由委員 それも入っているっていうこと。

男女共同参画・人権課長 そうです。ちなみに、その方の収入未済額の内訳ですけども、今の行方不明の方の金額が436万9,799円。そして今、返済計画を立て直しまして返済をしている方の分が741万6,397円でございます。

永田公由委員 その行方不明っていう人は、もうずっと行方不明だね。これ、不能欠損にしないんですか。

男女共同参画・人権課長 一応、平成5年から連絡が取れなかったということでございまして、この特別会計自体、来年度、平成24年度で一応長期債の返済が完了ということでございます。これによりまして、来年度、

こういったこれまでの未解決の部分等を一括処理して、特別会計等の処理をしたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なしということで、この議案、それでは採決を行います。議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

平出博物館長 申し訳ございません。先ほどの永田委員さんの平出遺跡の工事の請負率の関係の資料を配らせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい。

平出博物館長 それでは、恐れ入ります。資料は回収するという事でまたお願いしたいと思います。先ほど御説明しました4件の分の経過書でございます。説明しますと、最初の2枚が土木工事の分でございます。その次3枚目ですが、先ほど言いましたように、入札差金分を年度末、まあ1月ですけれども、増工に充てまして植栽の本数をふやさせてもらったんですけれども、そちらで調整させていただいております。4枚目が電気通信工事。5枚目、6枚目が建築工事。最後のページは小さな工事ですけれども、畑かんの関係の工事ということで、以上4件でございます。お願いしたいと思います。

永田公由委員 そうすると、これ、4つの入札の差金を全部1カ所の増工に使ったと、そういうことなんだね。

平出博物館長 そのとおりでございます。

永田公由委員 それはあれ、結局国の補助がついてるものだから、差金については財政へ戻すんじゃなくて、工事をやりなさいと、そういう補助制度ですか。

平出博物館長 そのとおりでございます。国の変更契約がおおむね年内という、ちょっと厳しい状況なものですから、最終的にはこの中で直接やるということでもやらせていただいております。

委員長 ほかにございますか。なければ、よろしいですかね。では、回収をお願いします。

それでは次に進みます。

議案第6号 平成22年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第6号平成22年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

教育総務課長 それでは405ページをお願いいたします。塩尻市奨学資金貸与事業特別会計でございますけれども、この制度につきましては、成績優秀で向学心がありながら、経済的な理由ですとか等の理由によりまして、高校または大学への就学が困難である人に対して、故大野田正雄氏と故井上つる江氏からの寄附によって設立された基金を運用いたしまして、奨学金を貸与をするという制度でございます。

405ページの決算状況でございますが、歳入の決算額は1,665万8,365円でございます。前年度に対しまして0.2%の増となっております。歳入の主なものは、基金の繰入金及び貸付金の収入でございます。また、歳出の決算額は1,663万9,365円でございます。前年度に対しまして0.3%の増となっております。

ります。歳出のうち主なものにつきましては、基金の積立金、一般会計の繰出金及び貸付金でございます。差引額1万9,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

それでは、歳出の事項別明細書から説明をさせていただきたいというふうに思いますので、414ページと415ページをお願いいたします。まず1款総務費のうち、1目一般管理費をお願いいたします。415ページの一番上でございますが、奨学生の選考を行うための選考委員会を1回開催をいたしました、その分の報酬4人分でございます。

1つ飛びまして基金の積立金でございますが、育英基金の積立金、大野田育英基金の積立金それぞれございませうけれども、積立金の利子、それに償還金等を加えまして基金への積み立てを行ったところでございます。

一般会計繰出金につきましては、木曽広域連合の償還分がこの会計に入っておりますので、これを一般会計のほうに繰り出すというものでございます。内容につきましては、歳入のほうで説明をさせていただきます。

次、2款貸付金のうち1目貸付金でございますが、総額960万円でございます。大学生の貸付金につきましては18名、これは額といたしましては36万円から60万円という範囲でございます。924万円でございます。高校生の貸付金は3人ございまして、年額12万円の3人分でございます。なお、このうち平成22年度に貸し付けた奨学生につきましては、大学生が5人、高校生が2人と、こういう内容になっております。

続きまして歳入を説明させていただきます。410、411ページをお願いいたします。1款財産収入のうち、1目利子及び配当金でございます。育英基金の積立金の利子、大野田育英基金積立金の利子がそこにございませうけれども、両基金の状況につきましては、この資料の567ページにございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。ちょうど中段に、基金の平成22年度末現在高がございます。大野田育英基金、これは大学生対象でございますが、5,324万1,000円余、育英基金につきましては高校生対象でございますが、2,794万2,000円余と、こういう現在高でございます。

それから、3款繰入金のうち1目基金繰入金でございますけれども、両基金を取り崩しをいたしまして特別会計に繰り入れ、そして貸付金に充てるものでございます。育英基金の繰入金が36万円、大野田育英基金が924万円というようなことでございまして、歳出の貸付金と同額となっております。

ページをめくっていただきまして、5款諸収入のうち1目貸付金収入でございますが、奨学資金貸付金収入495万円でございます。過年度に貸し付けたものの償還でございまして、内訳につきましては、高校生が42万円、3人分、大学生が453万円、21人分という状況でございます。歳入、その下、木曽広域連合奨学資金貸付金収入でございますが、木曽広域連合の基金により貸し付けを行っていたものにつきましては、合併時におきまして一般会計で清算をさせていただきました。あとは償還のみということでございますので、ここの会計に償還金として入ったものにつきましては一般会計に繰り出すと、こういう決算内容になっております。以上でございます、よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、ただいま説明を受けましたので質疑を行います。委員より御質問ありますか。

鈴木明子委員 今貸し付けている大学生、高校生それぞれ人数があるわけですけども、塩尻市のこの基金の状況として、希望者が例えば非常に多かったとしても、こと新たに奨学生とするには限度というものがあるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺はどのくらいというふうに考えているのか。そこまで行ってないのかしらね。

教育総務課長 来年度、基金の運用、いわゆる基金の残高とそれから償還していく金額、こういったものを運用しながら、予算で貸付枠を設定をしております。高校生につきましては1万円なものですから10人分、大学生につきましてはマックス5万円でございます、これは5名分というような予算枠を設定しておりますけれども、特に高校生の希望が少なく大学生が多いというような状況でございます、特に平成22年度につきましては、9人の大学生の応募に対しまして5名の貸し付けというようなことで、4名の方が落とされたというような状況がございます。こういった状況でもございますので、現在、貸付者に対してのアンケートを実施をいたしましたり、それから、他市の奨学生制度の状況を調査するなどいたしまして、募集枠、貸付枠の変更、あるいは貸付金額の変更等々の見直しを現在行っております。できれば平成24年度から運用をしてみたいというふうに考えております。

鈴木明子委員 見直すべきは見直しを早めていただいてね、平成24年度からはぜひやっていただきたいと思っております。現状に合わせて。

委員長 現状に合わせて。要望でいいですか。

鈴木明子委員 要望でいいです。

委員長 ほかにございますか。特に異議なしということで、議案第6号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第7号 平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第7号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。決算書417ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、43億943万7,556円、前年度比7,983万円余、1.9%の増。歳出合計42億3,950万8,130円、前年度比6,212万円余、1.5%の増でございます。歳入歳出差引残額6,992万9,426万円となりまして、実質収支額とし同額を翌年度に繰り越しをいたしました。なお、決算説明資料につきましては87ページから92ページにございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

次に、決算事項別明細書によりまして歳出から御説明を申し上げます。434、435ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費は介護保険事業に関する事務費でございます。

次に、2項介護認定審査会費につきましては介護認定にかかわる経費でございます、備考欄の1つ目の白丸、嘱託員報酬につきましては、認定調査員報酬7人分が主なものでございます。認定調査件数が増加しておりますので、臨時職員1名を嘱託職員としたものでございます。

次に437ページをお願いいたします。備考欄3番目の黒ボツ、文書作成手数料1,298万円余につきましては、主治医意見書作成手数料でございます。

中段にまいりまして、認定審査会委託負担金 1, 263 万円余につきましては、認定審査会にかかわる費用の負担でございます。

このページ一番下の 2 款保険給付費につきましては、この後 439 ページまで、それぞれの給付費の合計額でございます。合計額につきましては 437 ページの支払い済額にございますが、39 億 9, 353 万円余、前年度比 2.1% の増でございます。

1 項の介護サービス等諸費でございますが、35 億 4, 822 万円余。要介護 1 から要介護 5 の認定者にかかわる介護サービス給付費でございます。次の一番下、1 目居宅介護サービス給付費でございますが、15 億 2, 345 万円余。こちらにつきましては、訪問、通所、短期入所、福祉用具貸与サービス等の給付費でございます。

ページめくっていただきまして、2 目地域密着型介護サービス給付費につきましては、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等にかかわるサービス経費でございます。

次、3 目施設介護サービス給付費でございますが、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設のいわゆる居住系介護保険 3 施設入所にかかわるサービス給付費でございます。年度末での入所者数は 447 人ということでございました。支出済額は 14 億 3, 977 万円余でございます。

この後少し飛ばしまして、一番下のほうに行きまして、2 項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援 1 及び要支援 2 の認定者の介護予防サービス給付費でございます。支出済額は 2 億 5, 277 万円余で前年度比 4, 493 万円余、21.6% の増となりました。こちらにつきましては、平成 18 年度から介護予防システムへの転換が図られているところでございますが、平成 22 年度の年度末の要支援 1、2 の認定者数が、前年度末より 81 人、11.1% の増となっていることや、介護予防サービスにつきましても 5 年目となり事業が定着をし、サービス未利用者の割合が減少してきたことによるものというふうに考えております。

次に、440、441 ページをお願いいたします。介護予防サービス費の内容につきましては、先ほどの居宅介護サービス費の介護予防、要支援 1、2 の方に対するものでございますので、内容については省略いたします。

中段に行きまして、高額介護サービス等費でございますが、利用者の負担上限額を超えた場合に、超えた部分の額に給付をするものでございます。

次に、4 項の高額医療合算介護サービス等費、一番下の項でございますが 1, 061 万円余でございます。この内容につきましては、ページをめくっていただきまして、高額医療合算介護サービス費 1, 058 万円余。平成 21 年度から新たに設けられたものでございまして、介護保険と医療保険で両方のサービスを利用した時の自己負担額を年間で合算をし、高額となった場合、一定の自己負担額を超えた部分を支給する制度でございます。

次に中ほどに行っていたいただきまして、6 項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設の入所または短期入所につきまして、食費、居住費について低所得者の負担の軽減にかかわる給付費でございます。支出済額は 1 億 2, 187 万円余でございます。

次に 444、445 ページをお願いいたします。3 款地域支援事業費、支出済額は 1 億 2, 348 万円余で、対前年度 1, 539 万円余、14.2% の増でございます。その中の 1 目、介護予防特定高齢者施策事業費では、備考欄の白丸、介護予防特定高齢者施策事業の 3 つ目の黒ボツ、介護予防事業委託料 1, 112 万円余につきましては、65 歳以上の方に対しまして介護予防のお尋ね、介護予防健診によって要支援や要介護となる恐れの高

いとされた方に対しまして、運動器、口腔機能の向上、閉じこもり予防等の事業を行ったものでございます。

次に、2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、対象者は65歳以上の全高齢者でございます。備考欄下から2番目の黒ボツ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料237万円余につきましては、参加人数が2,605人。次の黒ボツ、高齢者元気づくり広場事業委託料につきましては、参加延べ人数は5,861人で行ったものでございます。

ページめくっていただきまして、446、447ページをお願いいたします。2款包括的支援事業及び任意事業費のうち1目包括的支援事業につきましては、特定高齢者、要介護状態になる恐れが高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の方でございますが、そういう皆さんに対しまして介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業等にかかわる、地域包括支援センターの職員にかかわる人件費が主な内容でございます。支出済額は5,206万円余でございます。この中で下から3番目の黒ボツ、高齢者等相談窓口等委託料660万円余でございますが、市内6カ所の在宅介護支援センターに地域包括支援センターの相談窓口業務、及び一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対しまして、民生委員を通じて登録された高齢者に、年一回以上、状況訪問、状況把握等を行う委託料でございます。次に、下から2番目の黒ボツ、北部地域包括支援センター運営業務委託料1,199万円余でございますが、より市民に身近な相談窓口となるように、広丘野村に北部地域包括支援センターを民間委託により設置をした委託料でございます。

ページをめくっていただきまして448、449ページをお願いいたします。2目の任意事業費でございます。この中の備考欄1つ目の白丸、介護相談員派遣事業でございますが、介護保険事業者に介護相談員の派遣を行い、事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とした事業でございます。

1つ飛ばしていただきまして、家族介護支援事業2,778万円余でございますが、この中で一番下の黒ボツ、要介護者家族介護者慰労金2,755万円余でございますが、要介護3以上の方の重度の方に、御家庭で180日以上介護されている方への慰労金でございます。こちらにつきましては、一般会計に盛られていたものを組みかえたものでございます。

次に、一番下の白丸、配食サービス事業262万円余でございますが、在宅で調理が困難な高齢者世帯に配食サービスを行ったものでございます。

ページめくっていただきまして、450、451ページをお願いいたします。4款諸支出金の一番下の白丸、償還金2,633万円余でございますが、平成21年度決算に伴いまして国庫あるいは社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

次に5款介護サービス事業費でございますが、1項介護予防支援事業費1目介護予防支援事業費でございますが、要支援1、2の方に対しまして、介護予防サービスの計画の作成にかかわる経費でございます。前年度比587万円程度、減額となっております。減額となりましたのは、北部地域包括支援センターができたことにより、北部圏域の対象者は北部地域包括支援センターが対応していることによるものでございます。備考欄8番目の黒ボツ、介護予防ケアプラン作成委託料732万円余でございますが、介護予防プラン作成につきまして、居宅介護支援事業所に委託したものでございます。

ページめくっていただきまして、452、453ページをお願いいたします。6款の基金積立金でございます。1目介護保険支払準備基金積立金の一番目の黒ボツ、基金積立金につきましては、保険給付費にかかわる平成2

1年度の決算剰余金から過年度分償還金の財源を差し引いた1,371万円余、及び介護保険支払準備基金の運用利子9万円余を積み立てたものでございます。平成21年度末の同基金の残高は1億1,144万円余でございます。運用の内容につきましては、この決算書の508ページでございます。次に3つ目の黒ボツ、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子積立金は、平成20年度から介護報酬が平均3%改定されたことに伴う第4期介護保険事業にかかる介護保険料の上昇を抑制するための基金の積立金でございます。運用の内容につきましては、この決算書の586ページでございます。以上歳出でございますが、歳入につきましては422、423ページをお願いいたします。

ただいまの歳入に対する歳入でございますが、第1款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者保険料でございます。右ページ423ページの調定額欄の4桁目、現年度分調定額でございます。8億1,508万円余でございます。対前年度328万円余、0.4%の増で、収納率につきましては99.05%ございました。

少し飛ばしまして中段より少し下、第3款の国庫支出金でございますが、備考欄1つ目の黒ボツ、介護給付費負担金7億3,856万円余につきましては、給付費に対します法定の国の負担率によるものでございます。

1枚めくっていただきまして、425ページの備考欄1番目の黒ボツに調整交付金1億9,704万円がございます。国が負担するとされております25%のうち、20%につきましては定率で交付されておりますが、残りの5%相当につきましては、市町村ごとの財政の調整を行うもので、平成22年度の交付割合は4.99%ございました。

次の黒ボツ、地域支援介護予防事業交付金1,062万円余につきましては、介護予防事業に対しまして国が負担する25%分でございます。

中段の黒ボツ、地域支援包括的支援事業交付金2,073万円、及び次の黒ボツ、任意事業交付金1,171万円余でございますが、先ほどの包括的支援事業と任意事業に対する国の法定負担分でございます。

下のほうにまいりまして下段、4款支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、備考欄1番目の黒ボツ、介護給付費交付金12億1,219万円余は、介護給付費に対する法定負担分でございます。

ページめくっていただきまして、426、427ページをお願いいたします。備考欄一番上の黒ボツ、地域支援事業支援交付金1,407万円余は、第2号被保険者の法定負担分でございます。

次に5款県支出金は総額で6億667万円余でございます。介護給付費、地域支援事業に対する県の法定負担分でございます。内容につきましては、先ほど申し上げました国の交付金に対するものに準じますので、省略いたします。

一番下、6款繰入金は、先ほど申し上げました一般会計決算にございました市からの繰入金でございます。

ページをめくっていただきまして、428、429ページをお願いいたします。1目一般会計繰入金につきましては、市からの介護給付費及び地域支援事業への繰入金でございます。それぞれ法定の割合による繰入金でございます。割合につきましては、備考欄に示してございます。

次に2目基金繰入金、下のほうに行きまして基金繰入金でございますが、介護保険支払準備基金、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金でございます。以上の6つの款が主な歳入でございます。

次に432、433ページをお願いいたします。433ページの9款サービス収入1,612万円余につき

ましては、地域包括支援センターの介護予防支援事業者としての介護予防計画作成にかかわる事業費収入でございます。前年度に対しまして622万円ほど減額となっておりますが、これは先ほど申し上げました北部地域包括支援センターの開設で、その部分の収入につきましては、北部地域包括支援センターの収入となったものによるものでございます。以上、介護保険事業特別会計決算の概要でございます。

委員長 それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後0時59分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。説明を受けましたので質疑を行います。委員より御質問ありますか。

鈴木明子委員 447ページの高齢者等相談窓口等委託料というので、それぞれの施設に委託料が支払われていますけれども、これは、さっきちょっと説明の中で聞きもらったかなと思うんですけど、年1回以上、担当地区の高齢者としてリストアップされている人のところを訪問して相談にのるとか、そういう仕事もやっていたというということですかね。

長寿課長 こちらにつきましては、今お話のありましたとおり、市内の在宅介護支援センターに一人暮らし高齢者、あるいは高齢者世帯といたしましてですね、民生児童委員さんから登録をされた方に対しまして、年1回以上実態把握として訪問し、必要に応じてですね、あとはもうちょっと複数回訪問をしながら実態把握をして相談に乗る、そういった事業を行っているものでございます。

鈴木明子委員 これは、専門職の方が、民生委員さんからこういうお宅を回ってほしいというふうに言われて、多分行かれるところなんだと思うけども、これはすごく大事な仕事であって、介護しなければならぬ人を抱えた御家庭そのものも困難に直面していて、介護法とかね、本当に悩まれているところ、こういう訪問が行われている情報が入ることによって、次の段階へ進んで行ったり、家族としてお年寄りに、高齢になったお年寄りに対して対応するというようなことがあるし、一人暮らしの場合なんかは特に、次に何していいかというか、自分は身体が弱ってきているけれどもどうしていいかわからないというような状況もあると思うんですよ。こういう施設の巡回の頻度というか、その報告というかね、どういう、まあ1年以上と決まっているから、1年に1回は最低行ってると思うんですけど、そういった報告書みたいなものは何か上がってくるシステムになってるんですか。

長寿課長 その月にですね、報告した内容につきましては、私どもに上がってくるようになっておりまして、それでそれを各区ごとにですね、民生委員さんとミニケア会議というものを、この在宅介護支援センター、それから私ども、あるいは、北部の地域包括支援センター等、ミニケア会議という形で集まる機会を設けまして、そこで情報交換をし、さらに今後どういった援助なり助言が必要であるかということの中で検討し、対応していくようなシステムになっております。

鈴木明子委員 最近、介護保険のサービスを利用する方たちがふえているという、要支援1、2の利用の方がふえているという報告がさっきあったので、そういう点が進んできているのかなと思うんですけども、やっぱり受けるべきサービスを受けて、重症化していかない対応というかね、そういうこともすごく大事だと思うもので、

こういった活動にきめ細かに対応していただけるように、さらにもお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

長寿課長 今、御指摘のとおり、介護認定を受けた方につきましては、地域包括支援センターや、あるいはケアマネージャーがですね、月に1回あるいは3カ月に一度というような形で、月に1回は何らかの連絡はとります。それに至る手前の一人暮らし、あるいは高齢者世帯の方につきましては、こういった形を取りながら相談なりに乗ってまいりたいというふうに考えております。

永田公由委員 449ページの家族介護支援事業の関係で、先ほど家族介護者慰労金が一般会計からこっちへ移ったということなんですけど、一般会計のほうでも家族介護用品支給事業とか介護サービス利用助成事業とかというのが、一般会計でも出されていて、こっちへ分けた理由ってというのは何かあるわけですか。

長寿課長 この地域支援事業につき、任意事業につきましてはですね、その財源におきまして、一般会計は今、原則全額市の100%負担ということになっているんですけれども、この任意事業につきましては、市の負担が20%で、そのほかが国あるいは県のほうの負担を得られるものですから、当初予算で見るとですね、その任意事業の持てる枠、給付費の2%以内という枠を見中ですね、当初予算では介護慰労金というのは一般会計に盛っていたわけなんですけども、ほかの地域支援事業の執行状況を見ながらですね、この3月に補正をし、こちらでやっても財源の有利なほうに振り分けをしたと、そういった経過がございます。

永田公由委員 ほかの、その2%の枠の中に入らないということだね。

長寿課長 3月に補正を考える中では、最大限の見るといって、補正をかけこちらで見るといって、ということでございます。

中原巳年男委員 449ページの徘徊探索委託料って、これどういうもの。

長寿課長 認知症などでですね、徘徊が心配されるような高齢者にはですね、GPS、いわゆるどこに、探索機を身体に身につけていただいて、それでもって携帯をしていただきながら、徘徊があるような場合におきましては、その方のいる位置を要請によって探索することができる。探索による費用ってというのは、昨年度は使っていないんですけれども、それを携帯することによって万一の時にはその方のいる位置をより正確に知ることができるというものです。そのための委託料をセコムというところに委託をしている、そういった内容でございます。

中原巳年男委員 これは、子供見守りシステムの運用上の中では無理なんですか。

長寿課長 今お話のございました子供見守りシステムによる探索につきましてはですね、ある程度の、ここで言っている徘徊探索委託料のほどの精度はないんですけれども、今年度からですね、振興公社のほうでこういったことを、子供見守りシステムを利用したものに準じたものというのは、振興公社のほうで独自に今取り組みをしているということでございます。

中原巳年男委員 今、何人ぐらいが利用していますか。

長寿課長 今のこの徘徊探索委託料の御利用件数は、ちょっと後ほどお答えいたします。

鈴木明子委員 445ページの下の方の黒ボツ2つ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料と地域介護予防活動支援事業委託料というのがそれぞれあって、上が2,600何人、下が5,800何人というような利用者というか、参加者というふうにお聞きしましたけども、これは、当初このぐらいの人数を予定していたというものが、予定したよりも少ないとか多いとか、そういうようなことは、

長寿課長 いきいき貯筋倶楽部の事業委託料につきましては、市内10地区におきまして、おのおのの地区に

よって1教室、高出につきましては2教室を想定をしたもので、こちらについてはほぼ予定どおりでございます。それから、地域介護予防活動支援事業委託料につきましては、社会福祉協議会に市内の各区ごとにおきましてミニデイを行っているものを想定をしまして、ほぼこちらのミニデイにつきましては予定どおりという実績でございます。

先ほどの徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用者ですが、今このセコムを利用している方は市内に10人ということでございます。

森川雄三委員 ちょっと勉強不足でね、聞きたいんだけども、いわゆる歳入の関係でね、この第1号被保険者、なから決算で7億5,000万円ということだが、これはいわゆる本市の65歳以上の方の保険料総額として考えてよろしいのか、まず1点ね、それがね。

それから、次のページの支払基金交付金、介護給付費交付金だが、これは、先ほどの説明で第2号者のいわゆる納付金に対する給付されたものということだけでも、その給付だと思うが、この第2号者が、本市に何人くらいいて、大体いわゆる保険料がどのくらいで、それでこれが12億円、11億円、約12億円入ってきてるわけだね。その割合というか、そこら辺についてどういうふうになっているか。

長寿課長 まず第1号被保険者の保険料でございますが、こちらにつきましては、御指摘のとおり市内の65歳以上の高齢者から年金あるいは直接納付でいただいているもの。約1万6,000人弱くらいの人数になります。それから、第4款にあります支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料でございますけれども、こちらにつきましてはですね、全国の中ですね、高齢者数、65歳以上の方の数と、それから40歳から65歳未満の方のその人口割によりましてですね、65歳以上が20%、それから45歳から65歳未満が30%という割合の中でですね、全体の割合を取る中で診療報酬支払基金の中から市が、塩尻市が用意した給付金に対しまして交付をされるものというものでございまして、このうち塩尻市が具体的に何割負担しているというわけではなくてですね、例えば国保であれば、一定の割合が国保に入っている方からは差し引かれ、あるいは、そのほかの医療保険であれば、医療保険の中から差し引かれた額につきまして、この診療報酬支払基金に塩尻市が提出すると支払われるという内容になっております。

第2号被保険者が何人か、ちょっと今また、直ちにお答えできないわけなんですけれども、人口によるというわけではなくて、全体として給付費を、塩尻市が給付費を出した中から診療報酬支払基金の中から支払われるという、そういった仕組みになっております。2号被保険者の中ですね、65歳未満でサービスを受けている方につきましては、今年度末で。

森川雄三委員 それはいいけど、ちょっといい。聞きたかったのは、いわゆる2号被保険者が、市で要するに今何人かわからんと言うが、総額幾ら、要するに入ってきてだね、現実に幾ら入ってきて、ここから12億円返ってきてるわけだね。いろいろな計算式があるから、人口とかなんか、今おっしゃったが、その割合というものはどんなもんだいということを知りたいです。ちょっと。そういうことは出ないですか、計算式としては、要は、12億円近いものが、ここで保険料として払っているのか。それよか少なくとも、いわゆる給付されてきているのか、その割合を知りたいです。もしそれが今わからなかったら、後でいいわい。

長寿課長 その割合につきましては、医療保険がですね、さまざまな形態、それが塩尻の職員共済組合であれば長野県全体で把握をしておりますし、それが県職員であれば、またそれは県全体、あるいは、そのほかの社会

保険につきましてはですね、おのおのについて、全体でもって医療保険から天引きされているものが診療報酬支払基金に納められ、その中からですね、全国一律に30%の割合については各保険者に支払われるというものもんですから、個々のものが塩尻市の方の医療保険のうち幾らが診療報酬支払基金に支払われたかというものは、今、直ちにこれをお答えすることは困難です。

森川雄三委員 それじゃ、この介護保険に関してね、市独自のいわゆる一般会計の繰り出しね、真水をどの程度出してるかっていうのは、ここにある一般会計繰入の5億8,000万円か、だね。調定5億8,000万円あるね。これはもう、いわゆる市の財政からここへ出てくる。こうやって単純に考えていいわけ。

長寿課長 今、御指摘のとおりですね、市のほうでもって今の429ページのところになるわけなんですけれども、この介護保険事業の給付費、介護給付費につきましては、429ページの2のほうにいきますと、介護保険給付費につきましては、市町村負担が12.5%、これは国のほうで決まっている掛け率でございますが、です。この率、それから地域支援事業におきましては、その中段でやはり12.5%。それからもうちょっと下にいきまして、地域支援事業のうち包括的支援事業と任意事業につきましては、市町村から20%を法定で負担をすべきだということで決まっております、総額におきまして、介護保険につきましては、市のほうからの一般会計繰入金金は5億8,400万円余ということになっております。

委員長 ほかにございますか。

金子勝寿委員 総花的な聞き方ですが、ちょうど駅前にサンビジョンさんが来年、着工していて、また三沢医院さんのところもということで、施設が来年以降いわゆるベッド数がふえるということで、介護保険事業に対していわゆるどういった影響があるのか。今、負担割合というものが決まっていますから、当然予算の規模がふえれば市の負担もふえてくるとは思うんですが、その辺は。

長寿課長 今お話のですね、駅前にできます特別養護老人ホーム、そのほか、今年度につきましてはですね、有料老人ホーム、そういったものも今年度中に2カ所、そのほかにも幾つかの施設の基盤整備の予定をされているところでございます。非常に概観的な見方なんですけども、特別養護老人ホームが1カ所できますとですね、お一人当たりの給付費というのはですね、うんとざっと言って28万円から30万円くらいは新たにふえる。その方が今まで在宅でいたのか、病院にいたのかによって介護保険に与える影響は違うんですけれども、特別養護老人ホームにいたしましても、あるいは有料老人ホームにしましてもですね、在宅でいた方よりは給付費は増加をし、給付費全体が増加をし、介護保険料も上昇の一つの要因になるというふうにとらえています。それが幾らになるかというのはですね、ちょっと今これから第5期の介護保険事業計画を今後、策定をしまいたしますが、その中でまた3月議会等にお諮りをしていくということになっておりますので、よろしく申し上げます。

金子勝寿委員 第5次はいつですか。忘れてしまったので。

長寿課長 今現在がですね、平成21年度から23年度までが第4期、本年度までが第4期ということでございまして、それから平成24年度から26年度までは第5期介護保険事業計画ということになりまして、来年度以降の介護保険料に、今整備している施設などを含まれて反映されると、給付費と介護保険に反映されるということでございます。

金子勝寿委員 大変大きな、ベッド数はふえたり施設は拡充するんですが、それに追いつかないだけの、いわゆる年寄りの人口がふえてくるというのは統計で出てるんですが、在宅型をどうしても充実させていくことが、

結果的に保険料をあまり大きくさせないということになるのは、だれもが考えることなんですけど、少しその辺、ここ5年から10年くらいで急激にふえるんですが、その辺何か、新しく市として独自で何か在宅型を伸ばすような考え方があるのか、それともいわゆる施設を設置するような、いわゆるこの5期ですね、5期に向けて、まあ両方やってかなきゃいけないんですけど、その辺もし考え方があれば。

長寿課長 ここでですね、幾つかの特別養護老人ホーム、それから介護式老人ホームが、あるいはグループホームも含めましてですね、いわゆるその施設に居住に近い形を取るのが大幅に整備をされる。それにつきましては、今現在ですね、特養の待機者数が一定以上、百数十人にわたっているということを見越した中で整備をするわけなんですけれども、こういった形態がですね、市民にとって望ましいのかというのはですね、中には施設をお望みになる方もいらっしゃるし、在宅を望まれる方もいる。そうした中で、今後はですね、ここで非常に居住系の施設が整備をされますので、向こう3年間くらいはですね、今の居住系の施設が整備された状況の塩尻市の方の入所状況等を見ながらですね、それから先の3年間がどういくなか、検討する材料としていきたいというように考えておまして、施設整備については当面はこのくらいで一定の整備がされた、施設と言いますか、居住系の施設は一定の整備がされた。それ以外ですね、在宅サービスにつきましては、今ある施設、今ある整備、今後またどのような利用形態に変わっていくかということを見ながら検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

鈴木明子委員 423ページの真ん中よりちょっと下のところに、督促手数料っていうのがあるんですけども、13万円ほどあると思うんですけど、督促っていうことは、入ってこないもんで督促ということになると思うんですけど、納付されない一番の理由っていうかね、その一番多く見受けられるものっていうのは、どういう理由によるものですか。

長寿課長 入らない理由と言いますのはですね、それが1年目、一番最初に入った65歳の人にはですね、まず一たんは、最初の段階では年金から天引きがされませんので、年金から天引きがされると思っている方が一定の割合いるかと思えます。ただそれが、2年目以降になりますとですね、やはりいわゆる低所得、低所得って言っていかかわからないですけども、収入が少ないことによって支払いが困難になるという方。2年目以降になると、そういった方が大半になるというふうにとらえております。

鈴木明子委員 低所得、低収入であるために滞納というか、未納になっているというか、そういう人って実数でどのくらいいらっしゃいますか。

長寿課長 いわゆる低所得とされる方、その人数でございますけども、全体でですね、1万6,000人くらいの第1号被保険者がいらっしゃるわけですが、そのうち収入が低いとされる方の割合につきましては、約20%くらいの割合の方が第3段階以下で低所得。あと、18%くらいの方が、それに準じた方。割合にすればそのくらいの割合であろうかと思えます。

鈴木明子委員 それで、実際に保険料が入らない人というのは、

長寿課長 保険料未納者のですね、段階別の割合につきましては、ちょっと済みません、ただいま手元にありませんので、後ほどまたお答えしたいと思います。

森川雄三委員 直接関係ないと思うんですけども、いわゆる先ほども老健施設じゃないが、駅に建って、まちの中にも建って、お年寄りばっかふえて、市の負担が偉いふえりゃしないかというような意見も聞くわけだけども。

先ほど28万円くらいふえるというなお話だったね。それは、総額、市が全部負担するわけじゃないとは思
うけれども、ただ、その施設を建てることによって当然、固定資産だの、営業利益からの市民税だのいろいろ当
然入ってくるものだと思うし、それから、そこへ勤める方々のいわゆる就業機会というか就労機会というか、そ
ういうものを市民が与えられるという中では、まあ元気というか、プラスといった面もそれは出てくると言うわけ
なんだが、そこら辺は、副市長かな、どんなふうにお考えですか。

副市長 細かく計算したわけではございませんので、総論的なことしか申し上げられませんが、先週も、
50年ぐらいたつと大体65歳以上の方々が30%以上になっちゃうというふうに申し上げましたが、そうする
と、どういう所得構造になるかと言いますとですね、税金が上がってくる、あるいは消費に回せるお金って
のはどこにどういう形になってくるのかと言いますと、一説によりますとですね、年金の消費、年金を原資に
した消費というものがですね、恐らく、今は二十数パーセントしか少ないですけども、これからは経済を回して
いく、いわゆる個人GDPと言いますか、そういう中でですね、かなり大きいウエイトが出てくるのではな
かろうかということが一説に言われています。したがって、今まで経済構造が、例えば塩尻市ですと、製造業が主
になって、それが稼ぎ頭で来たというのがですね、そういうことだけで済まされていないで、いわゆる公
的な所得構造と言いますか、そういうものがふえてくる。したがって、サービス業、特に介護だとか医療
だとか、そういうもののほうへですね、経済全体がシフトしていくということが考えられるということ
なんだろうと思います。恐らくその消費の中で、例えば介護にしても医療にしても、あるいは高齢者
を対象にしたいろんな消費構造を当てにした産業の成り立ちというものがですね、恐らくウエイト
としては、ある意味ではふえざるを得ないということですか、ふえることが必要だろうかという
ふうにご考えています。特に地方都市では、このことが顕著でございまして特に塩尻は今まで若い、
若いと言われてきたけども、現実には、今まで若かったら急激に実は高齢化をするということ
になりますものですから、その辺の構造をきちっと将来的にまで、介護保険だけじゃなくて、あ
るいは税金だけじゃなくてですね、全体の地域経済の動向というのをきちんとしてとらえていく必要
はあるかなと思っております。したがって、そういう産業面というのはちょっと言い過ぎか
もしれませんが、社会構造の中でどこでどういう消費形態が生まれて、それに対して付加価値がど
のような形に進むのかということをごですね、私どもももう少し研究をさせていただいて、全
体の当市の経済のあり方というのをもう一回見直していくことが必要なのではないかという
ふうにご思います。特に、これから円高になってきてですね、なかなかそれまでのよう
な製造業が雇用を吸収し続けるというわけには、なかなかいきませんので、その辺のことが
一番重要なことというふうに思っております。

森川雄三委員 要するに、福祉事業っていうのは生産性のあるものじゃないもんでね、き
っとお金は稼げられないということです。生んでくることはできない事業だと思うんで、や
はり何と言っても、生産人口のアップというものを図っていかなくちゃいけないと思
うからですね、バランスの取れた、一つね、運用と言うか、市政運営というものを
図っていただきたいと思っております。いろいろ御協力して、一つよろしく。

鈴木明子委員 ちょっと単純な質問で申しわけないですけども、有料老人ホームって
いうのがさっきも出て出て、塩尻でもね、整備されるというようなことなんですけど、
これと介護と直接は関係ないですね。

長寿課長 有料老人ホームはですね、幾つもの種類がございまして、いわゆる健康な
人が入ることができる、健康な人から実際に介護が必要な人まで入る有料老人ホーム、
いろんな形態がございまして、ところがその中で、

介護つき有料老人ホームというふうに分類される形態がございます。それにつきましてはですね、介護度に応じまして、その介護有料老人ホームでは介護のサービスも提供されるものですから、介護度に応じまして給付費が支払われるということになりまして、その部分につきましては介護保険料に反映がされるということになります。具体的に言いますと、例えばですね、桔梗ヶ原にあります、せせらぎはそういった形態になりまして、せせらぎですとか、今度、洗馬地区にできるアイ・アイの施設、それから広丘にありますウイズ塩尻などがそういった形態になります。給付費に対する反映ですけれども、それにつきましては居宅介護サービス事業費の中で、介護つき有料老人ホームについては給付費に反映されることになっております。

鈴木明子委員 今、塩尻の駅南とかまちなか居住とかでやられて、つくられようとしているのは、そういうことに影響があるような施設ってということですか。

長寿課長 駅前にできます施設につきましては特別養護老人ホームが大半ですけど、それは影響ありまして、あと、影響があるものにつきましては、今、塩尻東に今年度予定をしている、塩尻協立病院のところに予定をしている介護つき有料老人ホーム、それから洗馬地区のところに予定している介護つき有料老人ホームは、介護つきの有料老人ホームですので給付費に反映をする。それから、大門地区に予定をしておりますものにつきましては、直ちに影響しないですけれども、そこに入居した方が在宅サービスで利用されたならば、それが影響すると考えております。

委員長 済みません、それでは私のほうからお聞きしたいと思います。441ページの介護予防サービス計画給付費と、451ページの介護予防ケアプラン作成委託料について、違いはどんなものなのか、事業内容を含めて説明をお願いします。

長寿課長 441ページの介護予防サービス計画給付費2,643万円余につきましては、要支援1、2の方に対しましてですね、そういった計画をした事業所に支払われる給付費。事業所と言いましてもですね、実際には地域包括支援センターのほうに支払われるということになってまいります。それで、451ページですね、この支払われたものにつきましては、市内で言いますと、塩尻市が運営している中央地域包括支援センターと、それから北部にできました北部地域包括支援センターに、今の2,643万円が支払われる。分けて支払われるということになります。それをですね、いわゆるサービス計画をつくる事業者といたしまして、中央地域包括支援センターでは、そのうち約1,600万円を中央が計画をつくったということで受け入れをするんですけれども、そのうちですね、451ページで介護予防ケアプラン作成委託料というのは、中央からですね、さらにケアプランをつくるケアマネージャーのいる居宅介護支援事業所に、また要支援1、2の方のプランをつくるということで、委託料を下ろした分、その分が732万円余に当たる、そういったことになってございます。

委員長 そうしますと、その要支援1、2の対象の方は、同じ対象の方に対して支払われる金額ということですか。

長寿課長 そのとおりになります。歳出の中でですね、居宅介護予防サービス計画費というのは、保険者として事業者、介護予防計画をつくった報酬として2,600万円が支払われてですね、その451ページの介護サービス事業のほうでは、事業者としての中央地域包括支援センターが、それ以外の全く同じものについて、ほかの居宅介護支援事業所に委託した部分として732万円があると。単価にしても対象にしても全く同じものでございます。

〔「二重になっている」の声あり〕

長寿課長 今、二重になっているのではないかという声だと思うんですが、塩尻市保険者としてですね、保険者として要支援1、2の方のプランとして、事業者に2,600万円の支払いをいたしました。歳入のですね、433ページをごらんいただきますと、約2,600万円のうちですね、中央地域包括支援センターが立てたプランについて支払われたのが、約1,600万円余ということになります。それ以外のものは、北部地域包括支援センターに支払われた。大ざっぱに見て約1,000万円が北部地域包括支援センターに支払われた。それは保険者として払ったということになっているものです。保険者として、今度は塩尻市が事業者の部分として見ていきますと、塩尻市の中央地域包括支援センターは1,600万円の介護報酬を受けるわけなんですけれども、自分のところだけではですね、そのプランがつくり切れない。あるいは、市民の方にとってはですね、なじみのケアプランをつくる居宅介護支援事業所に要支援1、2のプランをつくってもらいたいという話になってまいりますと、そういったところに、今度は逆に中央が委託をするという形になりますので、その費用が732万円である。1,600万円分のプランをつくるうち、732万円分については委託料として外に出していると、そういうことになります。

先ほど鈴木委員の御質問にありました滞納の人数に対します、10段階に分かれているわけなんですけれども、低所得とみなされる方の人数なんです、全体で滞納されてる方が257人、ある時点でいらっしゃる、そのうち132人ですので、半分をちょっと超えた方くらいがいわゆる低所得とされる方の人数になっております。

鈴木明子委員 それに関連して。そういう、所得がなくて納められないという人の場合、督促とかを行って、入ってくるようになるのか、それともそれは難しいことなのか、そこら辺はどうですか。

長寿課長 介護保険というのはですね、介護保険料を全額免除するということは認めない制度でございまして、その中でですね、第1段階から10段階まで細かく分けた中で負担をお願いしているという。ただ、実際に滞納繰越金についてはですね、なかなか納められないような現状でございまして、督促状をお出しをした時に、このまま行きますと3割負担になるということを文書、あるいはお話をしながらですね、御説明しながらですね、お願いをしている。実際に給付制限がかかってですね、慌てて納める方も、納めようとしている方もいるんですけど、実際、給付制限がかかると納めることができないものですから、できるだけその前の段階でお願いしながら払ってもらうように今努めています。

鈴木明子委員 そうすると、給付制限というのは、サービスを受けられなくなるということですか。

長寿課長 サービスを受けられなくなるということではなくてですね、本来であれば1割負担でよいところが、3割の負担を一定の期間お願いをします。その期間が終了すれば、いわゆる保険料を納めなくてもいいとは言わないですけども、納めなかった部分についてはもう既に納められないものですから、また一定の期間が過ぎれば1割負担に戻るということでございます。

鈴木明子委員 なかなか命にかかわる問題ですけども、いい対処法というのは、その対策というかとすれば、払えなくならないように、どこの段階に属するかということの振り分けっていうかもあるでしょうけども、滞納になって3割負担になって実際には使えなくなったりするというような状況になって、その人によっては、そうは言っても生存にかかわるような人も出てくるんじゃないかというふうに思うわけだけども、そこまで行く手前

のところでは何か対策というか、考えられないですか。

長寿課長 督促状、その都度ですね、お願い、こうなってしまいますよということをお知らせしながらお願いをしている。今現在、給付停止になっている方は現実にはいらっしゃいません。かつて、昨年度ですね、2人ほど一時的にそういうふうになった方がいらっしゃる。いずれも、私どもはですね、そういうふうにならないように、納めようとしている方が何を優先するか、そういった方はほかの部分も滞納されている方が多いわけなもので、何を優先していただくということになるんですけども、私ども、できるだけ細かく御説明しながら、滞納部分がたまらないようお願いをしていく、そういったところでございます。

委員長 もう1点、私のほうからお聞きしたいと思います。439ページの居宅介護サービス計画給付費についてですが、これはケアマネージャーの方が多分サービス計画を立てるのだと思いますが、これについてケアマネの方が何人ぐらいの計画を立てていらっしゃるか、もしわかりましたらお聞きしたいと思います。

長寿課長 ケアマネージャーの数、直ちにはわからないんですけども、延べ件数にいたしますれば、要介護1から5の方に対する計画、延べ1万9,952件。月ごとに立てますので、年間こういった件数になってまいります。

委員長 それで、そういった計画を立てるのがケアマネージャーの方の仕事なんですけれど、ケアマネージャーの方、一人当たりの収入額というのは把握していらっしゃいますか。

長寿課長 塩尻市に在住している人のプランをですね、何人のケアマネが担当しているかというのは、事業所につきまちは市内、市外でございますので、ちょっと今直ちにここで正直わからないというのが現状でございます。また、ケアマネ一人がですね、どれだけの給料をもらっているのか、市もちょっと把握しかねているところでございます。ただケアマネ一人を立てることができるプランということにつきましては、要介護1から5までですと、特に減算がされなければ35件、それに要支援1、2が8件、そういった件数の中でおのおのの事業所は事業をされている。そういうふうを考えております。

委員長 そうしますと、ここに金額が載っていますが、計画給付費ということで。人数はちょっと把握はできないけど、全体の給付費の予算を立てた金額ということですか。

長寿課長 人数は把握できないんですけども、要介護1から5に対するですね、プランを立てたことに対して、総額で1億7,315万円余が支払いをされたということになります。

委員長 ほかにございますか。なければ、採決を行います。議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号については全員一致をもって認定すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第27号 塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第27号塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。それでは、説明を求めます。

福祉課長 それでは、追加の議案集をお願いしたいと思います。そのちょうど開いていただいたところにあ

るかと思うんですけども、塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてお願いしたいと思ひます。あわせまして議案関係資料、隣のページですけれども、8ページをごらんいただきたいと思ひます。説明につきましては、この議案関係資料に基づいて説明をさせていただきます。この条例ですけれども、自然災害によりまして死亡した市民の遺族に、生計を主とする者、世帯主と思ひますけれども、には500万円、その他の者には250万円を災害弔慰金として支給し、また、自然災害により障害を受けた市民には、生計を主とする者については250万円、その他の場合は125万円の災害の障害見舞金ということで支給しまして、生活の安定を図るものというものでございます。

それでは、提案理由からお願いしたいと思ひます。これは、平成23年7月29日に災害弔慰金の支給に関する法律の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものです。内容につきましては、災害弔慰金を支給する遺族の範囲に、死亡者の死亡当時における兄弟姉妹を加えたものです。

条例の施行等につきましては、公布の日から施行されます。

2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の第4条の遺族の範囲として、死亡者の死亡当時における配偶者と父母、孫又は祖父母のいずれもが生存しない場合にあっては、死亡当時同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹に対して弔慰金を、ということで、今までは配偶者と父母、孫、祖父母だったところに、同居を要件としまして兄弟姉妹ということになります。以上です。

委員長 それでは、説明を受けましたので質疑を行います。委員より御質問ありましたらお願いします。特にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 特に御意見、質問がありませんので、それでは採決を行います。議案第27号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第27号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第17号 人権擁護委員の候補者の推薦について

委員長 議案第17号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

男女共同参画・人権課長 それでは議案第17号人権擁護委員の候補者の推薦についてお願いします。議案関係資料の40ページをごらんいただきたいと思ひます。

提案理由でございます。人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

概要につきましては、委員10人のうち、小島マキ子氏、加藤忠重氏及び松川義英氏の3氏が平成23年12月31日に任期満了となることに伴いまして、再び次の3氏を適任者と認め、推薦しようとするものです。児島マキ子氏、再任、加藤忠重氏、再任、松川義英氏、再任でございます。

略歴につきましては、資料41、42、43ページに、この3氏の略歴が添付されております。以上です。

委員長 それでは、説明を受けましたので質疑を行います。委員より質問ありましたらお願いいたします。

副委員長 今回3人の方は再任ですけど、10人のうちで再任だったり、新任だったりという比率はどうなっているのでしょうか。今7人いらっしゃる方で、まだ1回目の新任の方というのは、何人くらいいらっしゃるか。新任だったという方、何人ですか。

男女共同参画・人権課長 小島マキ子さんが3期目になります。あと、加藤さん、松川さんが2期目になりまして、3人とも再任ということですけども。10人のうちですね、今現在、一番新しく入られた方が、この加藤さんと松川さん。ほかの方たちにつきましては、2期目以上の方たちが務めていらっしゃるという形でございます。

副委員長 多い方は、何期ぐらい務めていらっしゃいますか。

男女共同参画・人権課長 係長から。

人権係長 では、今御質問のあった一番、何期務めたか。

副委員長 何回もされる方は、何期ぐらい務めてらっしゃるか、一番多い方で。

人権係長 今現在、一番多い方は4期でございます。

副委員長 新任の方とかにかかわらないのは、何か理由がありますか。

男女共同参画・人権課長 各地区10地区から、それぞれ地区の役員の人たち、区長さん等役員の方たちが御相談されて選任してきているわけなんですけども。特にですね、この方たちについて再任においても十分また擁護委員の職務を遂行させていただくということで問題がないということで、御本人の方たちにも御了解をいただいて選んできているわけなんですけども。

委員長 ほかにございますか。ないようですので、採決を行います。議案第17号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第17号につきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出3款民生費、10款教育費

委員長 議案第19号中、歳出3款民生費、10款教育費についてを議題といたします。それでは、説明を求めます。

長寿課長 そうしましたら、お手元の一般会計補正予算(第2号)の16、17ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費の説明欄、社会福祉センター運営事業21万円の増額をお願いするものでございます。この内容につきましては、社会福祉センターの送迎用のバスが、平成6年に購入をし17年経過しているわけでございますけれども、車検に際し、当初予定したよりも多くの修繕箇所が必要となりましたことで、車両修繕料20万円、それから、車検に伴います重量税の増額1万円の補正をお願いするものでございます。この車両重量税の1万円につきましては、当初予算に5万円と予算化すべきところであったところを4万円の見積りをしてしまいまして不足となってしまったことで、まことに申しわけなく思っております。

それから次に、5目介護保険事務費の8,000円の増額補正でございますが、こちらにつきましては、介護保険事業特別会計の補正予算にかかわる一般会計からの繰出金の補正でございます。内容につきましては、介

護保険事業会計の当初予算で御説明申し上げます。

教育総務課長 それでは、同じく資料2 2、2 3ページをお願いいたします。1 0款教育費中、3目給食施設費、備品購入費7 8万3 , 0 0 0円の増額をお願いするものでございます。5月に榎川給食センターの業務用冷蔵庫が故障をいたしまして、緊急でありましたものですから当初予算の中で対応させていただきました。当初予算で購入予定でございます、広丘小のスチームコンベクションオープンの購入費が不足するものでありますので、9月で補正をお願いするものでございます。

それから、次の中学校費の1目学校管理費、外国語指導助手報酬1 2万1 , 0 0 0円と、自治体国際化協会負担金2 0万円をお願いするものでございますが、4月中途から塩尻中学校のA L Tが交代をいたしまして、同じ国際化協会からニュージーランドの女性のA L Tが配属になりました。これに伴います報酬と渡航費用の負担金2 0万円をお願いするものでございます。

社会教育課長 続きまして、5項社会教育費1目社会教育総務費、負担金補助及び交付金を1 , 1 1 4万9 , 0 0 0円増額するものです。内容につきましては公共施設等建設事業補助金でございます。これは、各区の公民館の改修補助金でございます。今回の東日本大震災を受けまして、各区でもって区民の不安解消のために、区が管理する公民館につきましての耐震診断、耐震補強を早急に実施し、避難施設とすることに対する補助金を交付するものでございます。耐震診断につきましては、桔梗ヶ原公民館1館。桔梗ヶ原公民館については5 4 9平方メートルでございます。その耐震診断についてが5 4万9 , 0 0 0円です。それから耐震補強につきましては、平出公民館、桔梗ヶ原公民館の2館でございます。平出公民館については3 7 1平方メートルでございます。それぞれ5 3 0万円となります。5 3 0万円については、上限限度額になりますので、それぞれ上限限度額で予算計上させていただきました。合わせまして1 , 1 1 0万9 , 0 0 0円となります。なお、平出公民館につきましては、平成2 1年度に耐震診断を実施済みでございます。その結果として耐震補強が必要だという結果が出ております。桔梗ヶ原公民館につきましては、耐震診断の結果、必要となれば早急に耐震補強まで実施したいということでございますので、合わせて計上させていただきましたのでよろしくをお願いいたします。

体育施設係長 引き続きまして、2 4、2 5ページをごらんいただきたいと思います。6項保健体育費2目体育施設費の6 1万5 , 0 0 0円の郵便料の補正につきましては、地域開発特別委員会にて論議いただいております。新体育館建設に関する1万人のアンケートの、当初予算との差額の増額をお願いするものでございます。当初予算時は2 5グラム以内の簡単なアンケートを想定していましたが、内容を検討するにつれ、お願い文書や経過に関する資料が多くなってきて枚数がふえ、1ランク上の5 0グラム以内に単価が上がったため、料金体制が変わったものの差額と、及びその礼状及び催促状の料金でございます。

その下のアンケート調査業務委託料6 5万円につきましては、集計、分析、報告書の作成業務を専門業者に委託しまして、より精度の高い分析を短期間で行うものであります。内容につきましては、データクリーニング、単純集計、クロス集計、自由記述整理、報告書作成等を行う予定にしております。以上、よろしく申し上げます。

委員長 それでは、ただいま説明を受けましたので、民生費、教育費両方に関して質疑を行います。委員より質問ございますか。

金子勝寿委員 2 5ページの体育館のアンケートの委託ですが、全部委託しちゃう感じですよ。封は切るく

らいはするけど、あとは集計から何から。

体育施設係長 現在、発送したアンケートが徐々に戻ってきておりますが、私らのほうで封を切りまして、情報推進課の中にパンチャーさんがおまして、情報推進課の中の1室にですね、情報推進課が委託するパンチャー、入力する方がいます。そこにとりあえずデータを送り、そこで指示にしたがって番号等を入力します。それ以降に関しましては、その専門業者のほうに委託をする内容でございますので、よろしく願いいたします。

委員長 済みません、私からそのアンケートに関連してですね、なかなか市民の方にアンケートをお願いしても100%回収ということは厳しい状況で、先ほど催促状とか礼状ということも説明を受けましたが、目標として何パーセントぐらい回収をしたいというような、めどと言うか、数字がありましたらお願いします。

体育施設係長 一応見込みとしましては、4,000通程度を見込んでおります。以上です。

委員長 ほかにございませんか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なしということですので、採決を行います。議案第19号の福祉教育委員会に付託された案件につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号福祉教育委員会に付託された案件につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは、続けて行います。

議案第21号 平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 次、議案第21号平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましてを議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、議案第21号介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を、資料をお願いいたします。まず1ページ、歳入歳出の予算の総額、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,646万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億1,105万4,000円とするものでございます。内容につきましては、平成22年度決算に伴いまして、国庫支出金及び介護給付費交付金等につきまして精算による返還をするとともに、繰越金の一部を支払準備基金に積み立てるもの等でございます。

それでは、歳出から御説明しますので、9、10ページをお願いいたします。1款総務費2項介護認定審査会費の1目認定調査等費の説明欄、認定調査費等諸経費の車両重量税8,000円の増額でございますが、認定調査用の車両が7年間のリース期間が満了となり、市所有の車両となったわけでございますけれども、その際の車検時の車両重量税8,000円、細かく言いますと7,860円、こちらの部分につきまして当初予算に計上を誤ったものでございまして、よろしく願いをしたいと思っております。

それから次の4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金の説明欄の白丸、償還金でございますが、平成22年度決算に伴いまして、介護給付費、地域支援事業費等が確定したことに伴いまして、国及び社会保険診療報酬支払基金に超過交付分を返還するものでございます。これらにつきましては、事業実施の翌年度に精算による返還等を行っているものでございます。返還金の合計は4,347万2,000円で、内訳は説明欄にお示しをしてあるとおりであります。

次に、6款基金積立金1項基金積立金1目介護保険支払準備基金積立金の説明欄、基金積立金の1,298万5,000円でございますが、平成22年度決算による介護保険事業繰越金6,992万9,000円余のうち、先ほど、今償還金で申し上げました国支払基金への返還金4,347万円余を差し引いた残高から、1,298万円余を支払準備基金として積み立てるものでございます。

この歳出に対します歳入につきまして、7、8ページをお願いいたします。6款繰入金のうち説明欄、事務費繰入金の8,000円につきましては、歳出の車両重量税の歳出に対する繰入金でございます。

7款繰越金の1項繰越金1目前年度繰越金、説明欄、保険事業繰越金の5,645万7,000円でございますが、介護保険事業会計の繰越金6,992万円余のうち、歳出の増額補正に見合う金額を増額補正をするもので、その内容でございます。以上が補正予算の概要でございます。

委員長 ただいま説明を受けましたので質疑を行います。委員より質問はございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、採決を行います。特に質問ありませんので。議案第21号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第21号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。ここで10分間休憩を取ります。

午後2時11分 休憩

午後2時21分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

請願9月第1号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

請願9月第2号 長野県独自の三十人規模(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願

委員長 請願の審査を行います。当委員会に付託された請願は、全部で2件であります。請願第1号少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願、第2号長野県独自の三十人規模(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願について、審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、請願につきまして、紹介議員が見えておりますので、趣旨について2つの請願をあわせて説明を簡単をお願いいたします。

西條富雄議員 お許しをいただきましたので、請願9月第1号及び第2号について、先日の本会議において説明不足がありまして、大変失礼ですけれども、ここで請願の補足説明を簡単にさせていただきます。

御案内のとおり、請願9月第1号、第2号につきまして、少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書です。第1号は、平成13年度からの第7次定数改善が終了し、国の学級定数は35人に引き下げられ、予算

編成の中で小学校1年生のみの実施になっております。第2号は、国の平成13年度からの少人数学習として、40人学級定員は変わっていません。県独自で学級編成基準を35人に引き下げ、30人規模学級を実施しました。平成21年度より、小学校全学年において県費で実施されるようになりました。平成23年度より、中学校1年生まで35人学級が実施されることになりました。

第1号につきましては、平成24年度、国の予算編成につき、どの子にもそれぞれの個性を育み、ゆきとどいた教育をするために、少人数学級の早期実現や、教職員の定数増を求める意見書を、政府及び関係行政官庁あてに提出していただきますようお願い申し上げます。

第2号につきましては、平成24年度長野県の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、長野県独自による30人規模(35人)学級の中学校全学年への拡大、定数内臨時採用の解消、県独自での教職員配置増を求める意見書を、長野県知事あてに提出していただきますようお願い申し上げます。

塩尻市は先進的に進んでいる部分であります。全県的にはまだまだ実現していないところがあり、この請願は、松塩筑地区教育団体11団体からの請願であります。次世代を担う子供たちの健やかな成長のためにも、早期実現できるよう、市議会一致して取り上げていただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 ただいま説明がありましたので審査を行います。委員より質問又は御意見ありましたらお願いします。まず、第1号について審査を行います。

鈴木明子委員 国はね、非常に遅れていて、小学1年生までというのが35人学級定員ですね、到達になっているんですけども、全国的に各県、地方が頑張っている中でね、ぜひこんなのは実現してほしいと思いますので、請願を採択して意見書を上げていきたいと思っております。

委員長 今、鈴木委員より採択ということですかね。

鈴木明子委員 はい。

委員長 御意見が出されましたが、ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なしですか。それでは、ただいま採択という意見が出ていますが、当委員会の審査結果は、第1号につきましては採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、請願第1号につきましては、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。引き続き第2号について審査を行います。委員より質問、御意見ありましたらお願いします。

金子勝寿委員 定数内臨時採用って、いわゆる講師の先生の割合だと思うんですが、市内の小中学校はどのくらいいるのか。一般的な割合でもいいですから、例えば市内の大きな学校だと、大体2割だとか3割だとか。具体的な数字まで出してもいいですけど。

教育長 長野県の全体が大体今、義務教育で10%と言われております。今、比較的上がってきている。つまり10人に1人、先生がいれば10人に1人は臨時採用で賄っています。恐らく、産育休補充等を含めると、もうちょっと多くなると思いますが。塩尻市でも例外ではないので、10%前後又はそれ以上とかが、臨時採用教員になります。

委員長 ほかに御意見ございますか。なければ、なければと言うか、採択か不採択かということで。

鈴木明子委員 採択したほうが良いと思います。子供たちから見れば、先生はみんな先生ということで、条件が非常に不安定な中で教育に当たられるということ解消していくのは当然だと思いますし、そういう意味で定数内臨時採用を限りなくゼロにしていってほしいと思っていますので、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、今、採択という意見が出されていますけれども、当委員会においては採択ということによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、請願第2号につきましては、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。それで、意見書の提出が要望されていますが、その件に関しては、ではどうしましょうか。

中原巳年男委員 提出先、内容については、正副委員長に一任したいと思います。

委員長 意見書の提出が求められているものでありますが、一任ということで御意見をいただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

請願は終わりました、次、陳情が1件来ておりますので。

陳情9月第1号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情

委員長 次、陳情の審査を行います。当委員会に付託された案件は全部で1件であります。陳情第1号私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情について、審査いたします。事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、審査を行います。委員より質問、また御意見ありましたらお願いいたします。

森川雄三委員 これは、毎年採択してるの。

委員長 はい、採択、毎年やっています。

中原巳年男委員 他市の状況はわかる。

委員長 じゃあ、他市の状況を事務局からお願いします。

庶務係長 過去1年以内の塩尻市を除いた陳情の状況ですけど、受理が6市ありまして、採択5市、不採択1市となっております。

鈴木明子委員 6市で。

庶務係長 受理されたのが6市で、採択が5市されまして、不採択が1市。

金子勝寿委員 不採択はどこ。

庶務係長 茅野市です。

森川雄三委員 茅野市がそうなの。珍しいな。

永田公由委員 塩尻市は採択で。

委員長 じゃあ、塩尻市は採択でよろしいですか。

今、採択という意見が出されていますので、当委員会の審査結果は採択ということで、陳情第1号につかま

ては、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。これも意見書の提出が求められていますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。

〔「お任せします」の声あり〕

委員長 正副委員長一任ということで御意見いただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思えますのでよろしく願いたします。

ここで、当委員会に付託されたすべての案件につきましては審査を終わることになりますが、何か、特にございませんかね、その他。それでは、市長部局のほうから。

閉会中の継続審査の申し出

福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査について願いたします。議会閉会中におきましても福祉、教育、生涯学習及び市民交流センター行政に関する事項について、継続して審査をしていただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託された案件の審査を終了しました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。それでは、理事者からあいさつがあれば願いたします。

理事者あいさつ

副市長 一言御礼を申し上げたいと存じます。2日間にわたりまして、大変お忙しい中、決算を初め、数々の議案を御提案を申し上げましたけれども、いずれも原案どおりお認めいただきまして大変ありがとうございました。御審査の中でいただきました御意見、御要望、御提案等につきましては、これからの行政を進めていく中でしっかり生かしてまいりたいというふうに考えております。本当にどうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして9月定例会福祉教育委員会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時35分 閉会

平成23年9月12日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 山口 恵子 印